

午前十時 一分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の議第六十二号から議第七十五号までに対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は、発言要求ボタンを押し挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○二十四番（原 克実君） 今回、議案質疑の日にトップをいただきまして、ありがとうございます。

前置きはさておいて、具体的に補正予算の部分的核心に触れて質問をしていきたい、このように思います。

まず第一点は、一般会計の補正予算の十六ページ別府市海外交流協会の負担金一千五百万が、今回計上されております。これは、さきの八月二十日の委員会でもいろいろ各委員から論議をされましたけれども、この内容についてもう一回根本的な、基本的な考え、そしてまた予算の計上、この点からちょっと説明をいただきたい、このように思います。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えをいたします。

まず最初に、海外交流協会の負担金の御説明に入る前に、この経過につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

別府市では、「アジアの未来を開く湯けむりのまち」を基本理念といたしまして、海外からの観光客の誘客、それから立命館アジア太平洋大学の誘致によりまして、海外からの留学生が、本年度で千六百二十二名、六十四の国から来ております。このような中で本年開催されました二〇〇二年ＦＩＦＡワールドカップ大会におきまして、別府市では官民一体となりまして、ワールドカップサッカー受け入れ対策協議会の立ち上げをしました。その中で中国をキャンプの誘致第一候補として官民一体となって誘致を続けておりましたが、残念ながら誘致には至っておりませんでした。御存じのとおり韓国の方で大会が開催されまして、誘致には至っておりませんでした。しかしながら、この間培いました中国との交流、特に中国は顔でおつき合いをする国でございます。その中で何度も足を運ぶうちに中国の政府の関係者、また海外交流協会の関係者、中国サッカー協会の関係者等々、親しくおつき合いができることが、結果として起こってまいりました。

そういう中でワールドカップサッカーも無事終わりました、委員の皆様から、この機会に別府市の観光客誘客をあわせて、国際交流とともに中国をターゲットとした誘

致並びに交流の組織を立ち上げてはどうかというお話がございまして、七月二十三日に設立準備会が開催されました。その中で「海外交流協会」という組織の名称ができて、名称ということで、八月一日に海外交流協会の設立総会、これはワールドカップ受け入れ対策協議会解散後に行われまして、別府市長を会長にワールドカップ受け入れ対策協議会の役員の皆様方の中から県関係者以外の方が、そのまま引き続いて役員に、委員の皆様ということで活動を続けていくというようなことで組織の立ち上げがございました。

そこで、本年度の事業につきまして、一つは海外駐在員の設置、それから「市民の翼」事業、その他、各種団体の交流支援事業等々を協議されまして、設立総会が終わった経過がございます。その中で別府市の負担金でございますが、事業をするためには予算が必要でございます。本年度、一千五百万円の別府市の負担金をお願いしたいということでお話がございまして、私ども、まだ予算措置がされておられませんので、これにつきましては、事務レベルといたしまして一千五百万円の予算措置に対しては、極力とれるような形で努力をしたいというふうなことを協議会の席上で申し上げております。この一千五百万の内訳でございますが、一千万円は「市民の翼」事業の臨時的、平成十四年度の事業といたしまして臨時的な経費でございます。五百万円につきましては、経常的に支払われる事務局運営並びに事業の経常にかかる経費でございます。それに民間の方からも経常的な経費につきまして負担金のお願いをいたしております。商工会議所、観光協会並びに旅館・ホテル組合連合会の方をお願いしております。

本年度につきましては、百万円という金額をお願いしておりますが、これはワールドカップサッカー受け入れ対策協議会の中でもかなりの金額の負担金、八百数十万円の負担金を民間の方も出していただいております関係上、本年度につきましては百万円ということでお願いをした経緯がございます。この内訳でございますが、最初に経常的な経費について御説明をさせていただきたいと思っております。（「もうわかっておる」と呼ぶ者あり）はい。○議長（首藤 正君） 続けてください。

○国際交流課長（溝口広海君） 経常的な経費について御説明をさせていただきたいと思っております。事務管理費といたしまして、臨時職員の賃金、事務局職員の旅費、通信運搬費、消耗品費等で百九十八万円、外国人観光客誘致企画及び宣伝事業といたしまして、海外駐在員に要する経費といたしまして百五十二万円。この海外駐在員につきましては、本年度は中国を考えております。中国の実情に精通をした日本人の方と、日本の実情を理解できる日本に留学の経験のあります中国現地の方との契約をいたしたいと考えております。この経費が、二名分百二十万円と通信運搬費三十二万円でご

ざいます。また、招聘に要する経費といたしまして、各団体並びにメディアの招聘費といたしまして百万円、観光宣伝に要する経費といたしまして、メール、インターネット等によります情報発信宣伝費といたしまして五十万円、修学旅行誘致など観光客の誘致といたしまして五十万円の計百万円を見ております。次に、スポーツ・文化等に関する海外交流活動支援事業といたしまして、各種団体の交流支援をする経費といたしまして五十万円を計上いたしております。以上、支出計が六百万円で、この経常的な経費、先ほど御説明いたしましたが、収入の部で別府市の負担金五百万円と民間の団体の百万円と合わせて六百万円でございます。

次に、臨時的な経費でございますが、「市民の翼」事業といたしまして一千万円の別府市の負担金でございます。市負担金一千万円と「市民の翼」参加者個人負担金でございますが、一人十一万円の百五十人分の一千六百五十万円と合わせまして、二千六百五十万円の事業となります。この支出内訳は、随員職員等の旅費といたしまして九十万円、現地での記念品等消耗品費といたしまして三十五万円、エージェント委託料といたしまして一人十五万五千円の百五十人分二千三百二十五万円となっております。この内訳は、十五万五千円の内訳でございますが、個人参加費十一万円、市からの負担でございますが、市からまいりました負担金から二万七千円、それから現地の西安、北京で交流会を実施いたします交流会費一万八千円を合わせまして、一人当たりを十五万五千円を見ております。

北京での情報発信等の宣伝費用といたしまして、二百万円でございます。これにおきましては、万里の長城におきまして別府観光の宣伝を中国関係者を招き、別府市民百五十人とともに中国のメディアに取り上げていただけるような企画を考えております。中国側とも協議をしておりますし、国の違いからクリアをしなければならない問題もありますので、現在、中国側と協議・調整中でございます。交流事業につきましては、西安と北京の二カ所で中国国民と交流事業を考えております。中国の太極拳グループ、音楽関係者、中国サッカー協会、国家旅游局、体育関係者等を招待いたしまして、別府市民との交流事業を計画しております。

○市長公室長（林 慎一君） ただいま、課長より海外交流協会の設立の経過並びに事業計画について御報告させていただいたところでございますが、今回、この海外交流事業の関係におきまして、「市民の翼」の実施がございます。この実施につきましては、海外交流協会におきましていろいろ検討した結果、実施時期につきましては、十一月はちょっと寒いということもございまして、いろんな経過を踏まえて十月というふうに結論的になりました。その関係もございまして、議決前に市報に募集するということになりました。理由はどうあれ、こういうふうに議会の議決を得る前に市報に

公募するような形になりましたことは、事務をあずかります責任者として非常に深く反省をいたしておるところでございます。今後は、万全を期し、二度とこのようなことがないように対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○二十四番（原 克実君） 懇切丁寧な説明をしていただきまして、ありがとうございました。内容は、私は委員会の傍聴に入っておりましたから十分わかっておりますし、各委員からさまざまな意見が出たことも私は承知しております。でも、この国際交流ですね。これに対して私なりに話を進めさせてもらいたいのですけれども、海外交流自体に私たちは何の異論もないわけですね。これは大いにやってもらわなければいかん。やはり私たちは、観光・経済を含めて別府市が衰退しているこの状況を見たときに、やはり広く国内に目を向けると同時に海外、特にアジアに目を向けた国際交流を推進していくということは、やぶさかでないわけですね。ただ、難しい。私は、本来、海外交流、国際交流というのは、予算が問題ではないと思うのですよ。もっと広い視野があると思うのです、視野があると思うのですね。それが、今回八月一日に――私なんかも実際いって新聞報道だけしかわかりませんでした、今まで。八月一日に海外交流協会を設立されて、そして委員会に八月二十日に説明をしました。その後何日かしましたら、すぐまた商工会議所を中心としたメンバーから議会に対する陳情、これもありました。何かこう、本来の海外交流、国際交流に対して議会が横やりを入れているような印象を、私たちは逆にいえば今回の論議の中で、そしてまた行動の中でとらえた。とらえがちになっている。別に私は、この予算がどうか、国際交流に対する異議があるわけではないけれども、やはりこういう事業を推進していくためには、それなりのスタンスがあるはずですね。やっぱり議会も無視できない、経済界も無視できない。ましてや十二万五千人の市民の同意も得なければいかん。こういう大局に立って本来の海外交流、国際交流というものはなされなければならないということが、私なんかの本来の考えなのです。だから、要するになぜこんなに機をせかさなければならなかったか。先ほど室長の方から理由はありましたけれども、決して来年の春でも構わんと私は思う。

ところが、もう市報には刷っているわ、予算は、いろいろ説明があったけれども、ちゃんとこれ、調査資料の中にはもう予算書ができ上がってきている。これを今さらどうこうするということもできない。別府市が、もし一千五百万、これを議会で否決された場合はどうなるのですか。聞くところによりますと、「市民の翼」の百五十名の募集ももう終わっているというようなことも聞きました。百五十名が、実際いって募集を募って満杯になったということも私は聞いております。こういう状況の中で、

何か、議会そのものがもやもやとした中でこの予算を議決せねばいかんのか、可決せねばいかんのか。私はちょっとやっぱり市民の代表として、私たちもやっぱり市民の代表、あなたたちもやっぱり行政としての市長を中心とした市民の代表ですから、このあたりの手法というか、そういうところには私はひとつ注文をつけたいと思う。議会制民主主義というのは何ですか、実際いって。このあたりの配慮が首長である市長にはなかった、そしてまたそれを推進する行政のスタッフ、やっぱりその手法というものがちょっとおかしいのではなかったかなと私は思う。なぜならば、これは考えてみたら、予算は一千五百万であっても、国際交流、国際化に向けて別府市が一步動き出そう、大きく前進しようというときは、首長の一つの判断で臨時議会でも全員協議会でも開けたはず。その中で大きな、また議員としての意見も出たはずなのです。それが今回、総務文教委員会を傍聴しておる中では、野党、与党構わず批判の声が多かったということは事実なのです。私も思った。こんな手法をしておったら、前の中村市政、「溪水」がどうだこうだと言っていましたけれども、あの市政そっくりですよ。強硬な手段で議会を無視して。だから議会とのいろんな問題が起きた。私はそう思っておる。だから今回の、私もこればかり言っておるわけにはいかんけれども、ほかの議員さんもまだこれに対していろいろ質問があると思うけれども、今回の手法はちょっといただけなかった。だからといって、私は、予算に反対するとか賛成するとかいう立場は、今は表明はしたくない。でも私は、自分個人の考えでは、国際交流というのはこれから大きく二十一世紀、別府市が飛躍するかしないか、その決断のときだから、いい方向に進んでいただきたい、このように思っております。

ただ、私は、なぜさっき「十二万五千市民」と言ったか。こういう大きな事業をするときには、やっぱりまず市民に投げかける。私は、市長にも常々言ったことがある。行政というのはキャッチボールです。球を投げたら投げ返してもらおう。そういう中でよりいい制度をつくって、多くの市民の共感を得ながらやっていく事業の方が、これからは一番大事なことです。市民が賛同しなければ何もならない。だから、今回もし、今後できるのであれば、国際交流基金とかいうようなことを募って、やっぱり市民からある程度の基金を募集するような形を行うべきではないですかね。二十一世紀に飛躍しようと、今、熊本も長崎も、この前、私は観光行政でさまざま提案をしました。長崎は、出島を再現するのに二百数十億円、熊本は加藤清正築後四百年を記念して熊本城を再現しようとしている。あのときに何を先にやったか。市民の皆さんにまず理解してもらうために基金を募ったのですよ。別府は歴史がありません、そういうお城とか出島とか文化的歴史はない。でも、やはり国際温泉文化都市としての位置づけがあるならば、私は、今回の国際交流の名に恥じない運営の仕方をしてほしかった。そ

して、市民から大きなやっぱりそういう意識の中で基金を募って、この国際交流に対する意識改革、それを私はやっていくべきではないかと、このように思いますが、その点どうでしょうか。

○市長公室長（林 慎一君） 議員御指摘のように、今回のこの予算の提案につきましては、事務方の責任者である私といたしましては、もう少し早い段階で議員の皆様方に御報告なり御相談なりをするべきだというふうに深く反省をいたしておるところでございます。特に私は、議会に五年もおりました関係もありまして、議員さんの方からも、実際的にはそこら辺の気持ちも十分配慮すべきではないかというきつい御指摘もいただきました。そういった観点で、今後、この海外交流協会の事業並びにそのものにつきましては、皆様方の御意見をお聞きする中でまた対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○二十四番（原 克実君） もう一応これ以上は言いません。でも市長、よく考えてこういうことはやらんと私はいけないと、このように思います。私も今後の推移を見守りたいと思いますけれども、私は今、基金のことも提案させてもらいました。そして、今回の官民一体となった国際交流、国際事業を進めていくなれば、やはり官と民の役割、そして費用の分担、これはきちっとけじめをつけんといかんと思う。私が、もしある団体の長であれば、「いやあ別府市さん、おたくが一千五百万出すのだったら、私のところはせめて五百万は出しますよ。余りばかにせんでください」、そのくらい私は言いますよ。やっぱり民間も知恵を出し金も出し、さまざまな分野でやっていかなければ、こんな国際交流は官の方に依存したやり方であれば、私は失敗をする、このように思います。

ただ、中国の、先ほど「顔」と言いましたけれども、私は「顔」というのは好かん、「人脈」だ。やっぱり人間というのは、人と人のつながりによって信頼感がつながるから、やっぱり「人脈」ですよ。その「人脈」をつなげていく。それが大きくやるのは、官の役目です。これは間違いないと思います。そういうことを踏まえて国際交流の本来のあり方、もっと精査し勉強して、今後いい方向にやっぱり国際交流が進むようにやっていただきたい、このように思いますがよろしいでしょうか、市長……。ない、なければいい。

では、次に行きます。海門寺公園の件でちょっと私、一点だけお尋ねしたいと思います。

今回、海門寺公園整備事業補助金で一千万円上がっています。今後のこの海門寺公園、今回どのようなことをしようとしているのか、今後、また海門寺公園の整備事業そのものを若干かいつまんで話をさせていただきたいと思います。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

海門寺公園整備事業に関する経費でございますが、海門寺公園は、現在供用開始しております面積が約三千四百平方メートルでございます。今回、国の補助事業でこの海門寺公園を二カ年で全面的にリニューアルする計画をいたしております。今年度は、国の補助事業といたしまして二千万円の内示をいただきましたので、とりあえずこの古くなりましたトイレの全面的な改修をしたいと考えております。また全面的な計画につきましては、現在内部で基本的な計画案を練っておりますが、海門寺というお寺もございますし、地域性を考えまして、それにマッチしたようなリニューアル計画を考えたいと思っております。また案ができましたら地域の皆様方にも御説明をいたしまして、意見をいただきながら計画をしまいたいと考えております。

○二十四番（原 克実君） はい、わかりました。結構なことです。国の補助事業によって今回、海門寺公園がリニューアルできるということは、非常に喜ばしいことだと思います。ただ問題は、あと、私は以前も問題提起をしておりますけれども、現在あそこの海門寺公園にある棋院をどうするのか、海門寺温泉をどうするのか。あの一帯を、あの二つを外して私は海門寺公園のリニューアルというものは成り立たんと思うのですよ。だから、この際、あの二つも含めて今後どうするか。これを内部で協議してよりよい市街化区域の公園にしていいただきたい、こういうことを要望しておきます。

では、次に移ります。一点は、条例改正で乳幼児の医療費の件でちょっとこれ、確認をしておきます。

今回、別府市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正、この議題が上がっていますが、これについて御説明をお願いしたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

今回の条例の改正でございますが、国民健康保険法の改正に伴いまして、高額医療費の額の変更が伴いました。それに伴いまして、乳幼児医療費の助成に関する金額を変更しようとするものでございます。金額は、今までが六万三千六百円でございますしたのを、七万二千三百円に変更しようとするものであります。

○二十四番（原 克実君） この今回の改正、条例の一部改正は、健康保険法の改正に伴う、十月一日からの改正部分に伴う今回の条例改正だと思います。高額療養が六万三千六百円から七万二千三百円に上がった。その部分を個人負担になる前に条例を改正して、要するに乳児医療費の範囲内で整備をしていこうということだと思いますが、要は、事業費が今まで例えば三割負担だったのが二割負担になりますね。この高額療養の差額の、要するに別府市が負担する部分と、今度は医療費が三割から二割に

下がった場合のこの差額、これは課長、どういうふうになりますか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

まず、前段の六万三千六百円から七万二千三百円の差額の方でございますが、これは県の補助事業でございまして、県が二分の一、市が二分の一を負担いたしております。ですから本人といいますか、被保険者については負担はないということでございます。

それから、三割が二割負担になるということでございますが、ゼロ歳から三歳までについては、入院、通院とも、三歳を超えて六歳までの入院については、全額本人は払う必要はないのでございますけれども、二割負担になりますと、県と市の負担が多くなるということでございます。

○二十四番（原 克実君） それはちょっと私なりの考えと違うと思うのだけれども、今回、高額療養の分は、要するにこの金額からいきますと八千七百円高額療養の負担金がふえるわけですよ。これは本来だったら個人負担になるものを今回の条例改正によって負担をするわけですから、これがどのくらいになるのか。

それと、三割から二割は、今、乳幼児医療費は県の事業でやっているのですから、さっき課長が言ったように、県が二分の一、別府市が二分の一の負担額を、今、別府市が負担しておるわけです、県が負担しておるわけです。この要するに差額、これを概算したらどのくらいになりますかと私は言っておる。計算していませんか。

○保健医療課長（伊南忠一君） この六万三千六百円と七万二千三百円の差額の範囲でございますが、一応一カ月を見ましたら七、八人程度おるのではなかろうか、四十万くらいになるような計算で一応見積もりをいたしております。

○二十四番（原 克実君） 別府市の負担が、ふえるのではなくて減るのです。というのは、今回の健康保険法の改正によって乳幼児、三歳児未満は、要するに国が今まで七割だったのが八割になるわけです。だから、その一割の差額は、逆にいえば負担が少なくなるわけです。だから、別府市も二分の一の負担が減るということは間違いないのです。だから私、この差額が概算どのくらいになるか、別府市において、これを知りたかったわけです。ですから私は早速、大分にも問い合わせをしてみました。そしたら大分が、大体高額療養と乳幼児医療費の要するに通院の部分ですね、通院の部分の市の負担額は、一年間に換算したら概略一億ちょっと市の負担が少なくなってきましたと、こういうふう到大分市は言っておるのですよ。だから、別府市が負担がふえるというのはおかしい。逆に言えば、例えば大分は四十数万の人口ですから、子供の数も違いますけれども、大体二千万から三千万の間くらい別府市の負担が年間少なくなるというのが普通、大体私は思っておる。だから、概略そういうことができない

か。そうすると、私なんかなぜかという、この乳幼児医療費の制度は、平成三年、三歳児未満、今の平松県知事の配慮によってこの制度が要するに県の制度としてできたわけです。今までは各市町村ばらばらだった。一歳未満のところもあれば二歳未満のところもある。それが、今度は県の制度によって県が二分の一を負担し、要するに市町村が二分の一制度としてできた。ですから、医師会もそれはきちっと今やっている。ところが、さっき課長が言われたように、通院については三歳児未満なのですね。ですから、今度の医療費の改正によって例えば大分県下で、大分県が医療費がどのくらい剰余金ができるかわかりませんが、例えば二億か三億かわかりません。そうしますと私たちは、この乳幼児医療費の通院の部分が、現在三歳未満を、せめて県知事、県にお願いをしながら各市町村も呼応しながら、できれば四歳か五歳未満に拡大してもらいたいという気持ちがあるわけです。なぜならばこの乳幼児医療費は、議会でも言いましたように、公明党の女性局――私は男性ながら女性局――そのときに三年、四年かかって平松知事に陳情して初めて県の制度としてできた乳幼児医療費なのです。だから私は関心がある。本来は、福岡県なんか六歳児未満、入院も通院も全部無料です。だから大分県も早く通院の部分が三歳児未満ではなくて、やはり段階的にこういう制度を改正して剰余金があるならば、せめて四歳、五歳までこれを拡大していただきたい、これを県下一斉に取り上げていこうというのが私たちの考え方なのです。だから、別府市はどの程度剰余金が出るのか、それを聞いたかったわけですが、まだそこまでつかんでないようですから、一応課長これは試算しておいてください。大分は一億ちょっと剰余金が出るということをおっしゃいます。ぜひその点を今後の資料にして、私たちもさらにこの乳幼児医療費が六歳児未満まで通院、入院とも拡大できるように頑張っていきたい、このように思っております。

それから最後になりましたけれども、今回の児童館施設管理に要する経費の追加額、これが上がっていますが、この点について若干説明をしていただきたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回、補正予算で一千二百三十三万八千円を計上いたしておりますが、これは、末広町にあります別府市の児童館におきまして、子育て支援センターを設置するための施設整備費、また設備整備費でございます。この児童館におきましては、開設以来七年という、平成八年七月に開所いたしております。丸六年過ぎて、今七年目でございます。そうしたことから施設整備も老朽している部分もございます。これもあわせて一緒に整備をしようということで、今回提案をさせていただいております。場所につきましては、昨年の五月まで別府市の身体障害者福祉団体の連絡協議会事務局が使用しておりました、二部屋でございます。約七十二・五平方メートルでございますが、その

部屋を施設整備いたしまして、支援センターのサークル室、また相談室等に改修をするための費用でございます。

○二十四番（原 克実君） 今回、支援センターが、内蔵、一年になりました。非常に盛況のようですね。私たちも一回厚生委員会で視察をさせていただきました。やはり児童それからお母さん方の雰囲気を見たら、支援センターを設立してよかったな。現状、恐らく今の内蔵だけでは対応できない状況になってきていると思います。今回、支援センターのいわばセンターが、基本計画に基づいて二カ所目ができるということは喜ばしいことだと思っております。ただ、この支援センターに通っている児童の方ですね。大体どういう方が多いのですか。要するに未就園児の父母が多いのどうか。この点をちょっと聞いてみたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この子育て支援センターにつきましては、やはり在宅児童といえますか、未就園児の保護者でございます。ここにおきましては、やはり一番の大きな役割というのは、これはサークル活動でお母さん方の支援をするということでございます。現在、百六十八組のお母さん方が登録をいたしておりますが、去る八月十七日にOBS・大分放送で、「子育て広場」で十五分間、私どもの支援センターを取り上げさせていただきました。そういう中で、また保護者の方から多くのサークルに加入したいという申し込みもあっております。そういうことで今、二百組を超えるようなこういう状況、盛況といえますか、あっておりますが、ただ、今この一カ所ではやはり対応ができないということで、そういうことで保護者の方にも説明をさせていただいて、新年度からの予定もお伝えをいたしているところでございます。

○二十四番（原 克実君） 未就園児童数が、大体別府市内で全体で四割、四〇%と言われております。こういう方のサークルとかいろんな活動、そしてまた、こういうサークルの活動をすることによって少子化に対する対策それから児童虐待、こういうことも含めて私は解消ができるのではないかなと思っております。

内蔵も支援センターができて一年がたちました。この前、一年を記念する行事があった。そこに市長も招かれて行ったと思いますが、市長は、もう子育てはないと思いますが、お孫さんがおると思います。実際いって、この子育てセンターの一周年記念に参加して、市長、どういう感想を持っておられますか。

○市長（井上信幸君） 設立当初と一周年記念にお招きいただきまして、現実を見て、大変すばらしいな。お母さん方が、一人一人が顔色が違って非常に元気になっている。また、お互い苦しみ合った仲間づくりということで、これが一つ解消できた。もう一つは、園児の皆様方も非常に、何というのですかね、小さい仲間をまたつくっていく。

子供は子供で仲間になる、大人は大人で仲間になる。そしてお互いの悩みを解消していく。これは素晴らしいことだということで、担当部長・課長が、南の方にもということで、今その方向づけになっておるわけでございます。また、次々にそういう御希望がございまして、漸次設立していければ、いきいたい、このように思いますので、こういう方向づけでいわば悩めるお母さん方を一人でも救う、そしてまた今おっしゃいました、これに原因して児童虐待の起こらないように、やはり大切な方向づけをしていく。子育ては、やはり二十一世紀の宝を生む大きな基本だと私は思います。

○二十四番（原 克実君） 今回の支援センターが設立、また南部にできるということは、非常に喜ばしいことでもあるし、また子育て支援計画、エンゼルプラン、新エンゼルプランに基づいてさまざまな事業が進んでおります。この点につきましては、私たちも大いに支援をしていきたい、このように思いますし、今回、児童館に支援センターを設立することの予算について、私は本当にいい結果を招いたなと、このように思いますので、その点を評価して、議案質疑を終わりたいと思います。

○七番（野口哲男君） それでは、生活保護適正化実施推進に要する経費の件で議案質疑をいたします。お願いいたします。

これは二十ページですかね、生活保護適正化実施推進に要する経費の追加額五百八十六万五千円。これ、ちょっとこの目的と予算について、どういうことでこういうものが出てきたのか、その説明をちょっといただけますか。

○社会福祉課長（山川浩平君） 御説明を申し上げます。

今回、補正をお願いしておりますその内容につきましては、当初予算で扶助費という形で生活保護事業を展開させていただいておりますけれども、その一環としまして、これをさらに安定的かつ効率的な事業を展開するために、一〇〇%国庫補助ですけれども、いただきまして、医療適正化事業それから就労促進事業、それから体制の強化、いわゆる面接等の体制強化を図って効率的な運営を図るということ等々の事業を展開するために、今回補正を計上させていただいておりますけれども、予算の内容としましては、賃金それから旅費、需用費、印刷製本費、役務費、負担金補助及び交付金というふうになっておりますけれども、基本的には私どもが当初予算から重点事業として展開をいたしております医療適正化事業、これに向けてなおその内容を充実させていこうということで、具体的には医療適正化の中で国の方でも重診患者それから長期入院、多受診等々ございますけれども、この辺については調査をさらに強化しなさいという指導がありますので、この辺を強化・調査するために非常勤の嘱託員を一名お願いしまして、嘱託員との連携を図りながら、どの方に適正な指導をしていけばいいのかというようなことで、この事業を充実させていこうということで、今回お願いを

いたしております。

○七番（野口哲男君） 今言われました医療扶助適正化ということなのですが、何でこれが必要なのでしょう。その点についてちょっとお願いいたします。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

十三年度の決算数値では、扶助費が五十八億三千万というふうになっております。その中で医療扶助の関係が六三％を超えております。つきましては、この適正化といいますが、効率的な運営を図るために、では、どういう努力をすればいいかということで、私ども、さまざま模索してきたわけですが、やはりそういう受診をしている人たちの受診状況を把握するためにデータを蓄積しないといけないということで、十三年度で市長さんにもお願いしまして、データベースの構築のための費用を計上させていただいております。その結果、大体もう今は運用段階に入れるような状況にまでなっております。それで、今から運用段階に入りますので、逐次細かく申し上げますと、頻回受診の方は月に十五回以上に行かれた方、それから長期入院につきましては、百八十日以上入院される方については、国でもこの調査の対象になりますということです。そういう人たちが何人いるか、どういう状況で受診をされているかというのを把握するために嘱託員の方をお願いし、その結果をもって担当員が指導員等々と指導に当たるということで、できれば最終的には効果が上がれば、私どももその事業の内容をさらに進めていきたいというふうに考えております。

○七番（野口哲男君） 毎回、この扶助費については議会で取り上げられております。特に今、五十八億円以上の支出がされているということで、もう六十億を超えるのは目の前に見えているのではないかという気がするのですが、この生活保護の実施の状況というのは、昨年度から今年度にかけてどういうふうになっているのか。伸び率とかそういうものをちょっと簡単にお教えいただけますか。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

その前に、ちょっとすみません。ただいま「十三年度決算」と言い切ったのですが、「決算見込み」ということで訂正をさせていただきたいと思っております。

それと、ただいま御質問がございました、今後どのように推移するのかということでございますけれども、前年と対比しまして、本年度の四、五、六で一応扶助費の伸びを調べております。この結果、前年対比で六％ぐらい伸びておりますので、このまま行くかどうかというのは、私どもはまだ現段階では非常に難しい状況でございますけれども、やはりこれに近い数字で推移していくのではないかと考えております。そのためには、貴重な財源をいただいているわけですから、どこかでやはり適正化に向けての努力をする必要があるということで、やはり今一義的にやらないといけないの

は、申請の段階での面接の強化、それと医療適正化事業、この二本が柱になるのではないかと考えております。

○七番（野口哲男君） 非常に深刻な状況と思うのですよね。それで医療適正化、医療扶助費適正化、いろんなところで手を打っていかねばならないと思うのですけれども、この保護率が、今非常に全国的にも別府は高いですわね、二〇パーミリを超えています。この点についてもどうなのでしょう。今年度、また伸びるような状況ですか。その点について。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

十三年度の保護率が、二〇・九六パーミリになっております。それで、現時点で一応保護率を出しておりますけれども、二二・一七パーミリ、前年度対比で一・二パーミリ伸びております。これは、国でもやはり調べておりますけれども、ちょっとこれは統計が古いのですが、国では二月までしか出ておりませんけれども、約一パーミリ別府市と同じような状況で伸びておるという状況でございます。

○七番（野口哲男君） 実態について大体わかりましたけれども、今後、この扶助費については、非常に深刻に考えて取り組んでいかないと、私どもは市内で勉強会とかいろいろさせてもらっておりますけれども、市民の間からいろんな扶助費に対する苦言とか提言をいただいております。それも含めてやっぱり適正な扶助費を考えていかないと、入院をされていてぶらぶらしてパチンコに行ったり何たらしているというようなことも言われておりますので、この医療費の適正化等をもっともっと実施していかねば、別府市は大変なことになるのではないかとということになりますので、今後ぜひそれをお願いして、この扶助費の件については、一応これで終わりたいと思います。

次に、水道局の決算状況についてちょっと質問をさせていただきます。

水道局、監査委員の方から報告がありました。初日にありましたけれども、特に指摘事項、決算報告の二ページ、これを読み上げなくてもわかっておると思います。適正なコスト管理に取り組むことにより、効率的経営を推進しなさい、ということとあわせて、人件費と労働生産性についてということで、十三ページ以降にずっといろいろ出ております。特に重要なことは、水道局長は、前回の議会でも、徹底してそういう改革を実施しますという話をされました。いまだにこの決算報告を見ても、類団と比較して特に生産性の問題で非常に問題が多いというふうに私は思うわけです。それからまた、百六十何円もかかっているような一つの供給単価ですね。他の類団に比べてかなり高い。水はあれだけ余ってどんどん捨てているにもかかわらず、捨てているというのは言葉は悪いのですけれども、流して、朝見に行きますと、かなりの水量が

流れております。そういう意味も含めて職員一人当たりの給水量、営業収益、給水人口等をどのように改善されようとしているのか、その点についてちょっと簡単に御説明いただけますか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったことについては、この数値のとおりでございます。私の方は、これを、労働生産性等についてどのように改善していくかということにつきましては、今、経営審議会というものを立ち上げてございます。その経営審議会の中で各項目に上げて現状を今分析して、各委員さんにお示ししているような状況でございますので、これを中心にして来年二月をめどに諮問したことを答申していただくようになっておりますので、その中からこれの問題につきましても、シビアな数字等を算定しまして改善していきたい、このように考えております。

○七番（野口哲男君） 二点に絞って質問します。給水単価を引き下げるという要因、要因といいますか、計画があるのかどうかということと、それから人件費の抑制についてどのように考えているのか。この二点についてお答えいただけますか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

まず、この数値が、人件費とそれから水量でこれは計算する仕組みになっておりますので、それをどうするかということなのですけれども、うちの方の有収水量というのは毎年減少する傾向になっておるわけです。この対策についても考えないといけないのですけれども、現況が厳しい状況にありますので、では、どうするかということになると、当然四〇％ぐらいになっておる人件費を抑制していかないといけない。このあらわれている数字を見ますと、類団と比べて高い状況になっておりますので、具体的にどうするかということを検討しないといけないのではないかと考えております。これにつきましては、今、七月二十三日に国が発表しました政府の規制緩和の中間報告によりますと、水道事業等については民間に開放しなさい、こういう状況になっておりますので、業務委託を取り入れて、職員は法で身分は保障されておりますから、ちゃんとしてあげんといけませんけれども、余剰人員を、民間委託することによって他の場所に配置転換する、そういう形の方法が考えられるのではないかと考えております。

○七番（野口哲男君） 今ちょっと簡単に触れていただきましたけれども、ここに、二ページにありますように、ＯＡ化、ＩＴ化の導入及び民間委託の活用など、適正なコスト管理に徹底して取り組むということでありまして、具体的に固定経費の一番大きなものは人件費でありますから、この問題については、かなりメスを入れないと問題点は改善しないというふうに思いますので、水道局長、ぜひその点について

は全力を挙げて取り組んでいただきたいということをお願いします。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘の労働生産性それから給水単価におきましても、当然類団に比べてうちの方が現在の決算書のとおりになっております。その解決といいますか、先ほど管理課長が話したような方向で解決していかなければならないと思っておりますが、ちょっと各類団がどういうふうになっているのか、詳しいことは資料だけではっきりわかりませんが、労働生産性にしましても、うちの方が高いのは、直営でやっているのが例えば修繕とか、あるいはメーター、それから徴収関係、そういうような関係をやはり見直していく中で人件費を抑制するというようなことが、ほかの類団平均に比べてうちの方が大変率が悪いという大きな原因だと思いますので、それも含めまして経営審議会にその関係の資料、類団にいろいろ資料をいただいて検討してもらっています。そういうような資料をもとにはっきりした答申が出ると思いますので、その答申を基礎にしまして、私の方で実施計画を立ててやっていきたい、このように思っています。

○七番（野口哲男君） 答申は答申ですけれども、あとはやる気、担当者のやる気があって初めてできるのではないかと思います。万難を排してやると。そういうことでこの点についてはかなりいろいろ言われておりますが、時期的には大体どのくらいでこの改革がなされるというめどがありますか。そこら辺についてお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） 今の段階では、二月末に答申をいただくように予定しておりますので、それ以降に三年、四年程度の実施計画をびっしり立てて臨んでいきたいなと、こういうふう考えております。

○七番（野口哲男君） もうやめようと思いましたが、三年、四年ではちょっと時間がかかり過ぎるのではないかと思います。もっと短縮して全力を挙げてやっていただきたいと思いますので、その点をぜひよろしくお願いして質問を終わります。

○十一番（高橋美智子君） 最初に、先ほど原議員が出しました国際交流に要する経費の追加額の一千万五百万について質問いたします。

いいでしょうか。先ほど、国際交流に「市民の翼」を飛ばすことが必要だというお話とかありましたけれども、私は、どうしても国際化の事業内容が、本当に国際交流課がすべきことなのかなということがひとつ疑問に思っています。それで、実際に今までの国際交流に携わっているいろいろなことの計画を市がしてきました別府市国際交流推進協議会というのがございますが、これと海外交流協会の中身が余り変わってないのですよね。これがどういうふうに違いがあるのか、この整合性ですね。事業内容に

ついて説明ください。どういう違いで国際交流ということなのか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

国際交流推進協議会と別府市海外交流協会がどのように違うのかという御質問でございますが、国際交流推進協議会の目的は、別府市と姉妹都市・友好都市を提携している都市との交流を初め、その他外国との交流を推進するとともに、留学生を総合的に支援し、本市の国際化に寄与するという目的がございます。これは、過去に姉妹・友好都市との交流関係、都市間交流を中心とした事業推進並びにＡＰＵ・立命館アジア太平洋大学の開学等に伴いまして、留学生の受け入れ対策事業という別府市内の事業を目的としておりました。

別府市海外交流協会でございますが、これまでと違いまして、国際交流と観光客誘致という二本立ての、誘客という二本立ての目的を持っております。市民間の、市民と外国人との交流、それから国際化、それに伴います観光客誘致ということで、事務局体制も、国際交流推進協議会は、国際交流課の事務局を持っております。海外交流協会におきましては、専務理事に民間から別府旅館・ホテル組合の副会長、それから事務局員といたしまして国際交流課、観光課、企画課並びに民間から商工会議所、観光協会、旅館・ホテル組合連合会の事務局の職員の方に入らせていただきまして、官民一体となった事務局体制でございます。これが、まず違うところではないかと思うのです。

また事業の内容でございますが、先ほども申しましたが、友好都市、姉妹都市との交流の推進、それから留学生対策が主でございます。

特に国際交流推進協議会の中では、委員の皆様を各専門部会にお分けいたしまして、生活部会、交流部会、緊急部会、住宅部会、それから理解啓発部会の専門部会を置いております。国際交流推進協議会の委員の皆様方は六十七名で構成されておまして、民間の団体の方も市、議会、民間の団体、それから民間の企業も入っております。今回立ち上げました海外交流協会は、設立時がワールドカップ受け入れ対策協議会の委員の皆様、特に別府市の経済界、観光業界の皆様が中心になりまして、この設立の強い要望、特に観光客誘客ということで上げていただきまして、この設立に至った経緯がございますので、このあたりが違うのではないかというふうに考えております。

また、国際交流推進協議会は、別府市における姉妹都市間の交流、それから留学生の受け入れ対策事業が主たる目的でございます。海外交流協会の目的は、別府市から出ていきまして、外国の方との交流をしながら観光客誘致という目的がございます。

○十一番（高橋美智子君） 聞けば聞くほど、同じようなことなのだというふうに思います。ただ、出ていくという観光誘致が何で……、国際交流課の計画の中にあれば

一つもおかしいことではないと思います。しかし、この国際交流課の仕事の中には、今までずっとこういうものが観光誘致という形では、実際に観光課が、観光誘致のいろんなことで観光情報なんかとか、それから観光客誘致、国際観光推進に要する経費とか二億ぐらいになりますか、観光宣伝費としての一般財源でしているという経過があります。そして、十四年度に保健体育のスポーツ振興などの課に対して、ワールドカップキャンプ誘致に要する経費が九百二十三万ぐらいですか。それからスポーツイベント誘致に要する経費、これは五百三十九万五千円ということで、一千四百六十二万五千円というのが十四年度に上がっているわけですね。これが保健体育のスポーツ振興課のこの中身もいわばお金を、これで誘致というか、それを使って、そして国際交流の仕事というのは、今言ったように、皆さん方は今まで姉妹都市のことをほとんど進めてきたという経過があるわけですね。そして、中国に対しても日中友好協会とか、実際に本当に人脈や顔のしっかりと見える、そういうことを長いこと積み重ねた経緯がある。そういう人たちが実際に入っているならば出ていくとかいう意味もわかるのですけれども、そういう人たちがいない中で海外交流協会がなぜ中国に絞って、しかも駐在員を二名置いて、ちょっと先ほど聞いて聞き違いをしたのかなと思ったのですけれども、これは臨時的な措置で、本年度のみというような話をちょっとされたのですが、それは、ことは中国だけなのか。それであれば長い計画の中ではなくて、端的にことしだけ一回のこの行事なのか。そこら辺も説明ください。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

国際交流課の方で観光誘致事業をするのはいかなものかというようなとらえ方を私、今ちょっと聞いたわけでございますけれども、私ども別府市は、基幹産業は観光産業でございます。そういった観点から、どの部署、建設であろうが福祉であろうが、いろんな部署における基本的な考え方の中には、やはり観光客をどう誘致すべきかということは常に考えておるような状況でございます。したがってまして今回の場合は、海外におけるそういう出先の誘致ということもございまして、国際交流として市民の交流を深めながら、また都市間の交流を深めながら、ひいては観光客の誘致につながるような事業を展開するということで今回、国際交流の方で担当するというふうになったわけでございます。

そのほかにつきましては、また課長の方から御説明をさせていただきます。

○国際交流課長（溝口広海君） それでは、中国の友好協会との交流関係でございますが、この海外交流協会の立ち上げにつきましては、ワールドカップ受け入れ対策協議会の委員さんから御意見が出まして、その流れの中で立ち上げをやったという経緯がございます。そういう中で、今後、民間の各団体の皆様方にも御協力をいただかね

ばなりませんし、各団体がスポーツ・文化交流等の活動をいたします場合に支援事業もごさいます。どういう形で今後参加していただくのがよいか、検討させていただきたいと考えております。

それから次に、なぜ中国に絞ったかということでございますが、これも先ほど、原議員の御質問でお答えいたしましたけれども、ワールドカップ受け入れ対策協議会の中で中国との太いパイプ、親しい交流、そういう人脈ができたことから出発をいたしまして、今後、中国は経済的な成長を望める。特にことし、GDPでございますが、平成十三年度で七・三％の伸び、それから平成十四年度で七％……、失礼しました、ちょっとお待ちください。GDP・国内総生産でございますが、成長率が七・三％、今年度は一・四半期で成長率七・六％を記録しております。まだまだ一人当たりのGDPは、中国は非常に低うございますが、今後、中国が非常に強いマーケットであるということが考えられる要因といたしまして私ども考えられますことは、二〇〇〇年に日本を訪れた中国人の数は三十五万一千七百八十八人でございます。対前年比の一九・三％増でありまして、二〇〇一年も一・三％増の三十九万一千三百八十四人となっております。ちなみに別府市の観光動態によりますと、平成十年から十一、十二、十三と非常にまだ、十年は六百六十九人、十一年が四百八十七人、平成十二年が千三百四十二人、平成十三年が千八百九十一人と、十二年、十三年の前年対比をいたしますと四〇％の増、十一年から十二年の増にいたしますと一七五・五％の増。数的にはまだまだ少のうございますが、順調な伸びを示しております。これは、日本が渡航先として承認されましたのが、二〇〇〇年の六月にビザ発給条件の緩和がなされまして、上海、北京、広東省を訪日団体観光旅行の試験地域として指定されましたことから、平成十二年度以降の伸びが順調にあらわれてございます。

また、国際観光振興会の資料によりますと、中国からの総客数でございますが、平成十三年の一月から五月までに十六万二千四百九十九人、十四年の一月から五月までのこの五カ月間を対比いたしますと、十九万四千六百七十一人の一九・八％の伸びでございます。このようなことから今後の中国の経済が、当分の間順調に推移するものと期待されており、特に中国では三つのゴールデンウィークが設定されたこと、ビザの発給箇所が、北京の日本大使館に加えまして上海の領事館でも可能になったこと、ビザの審査期間が二週間から一週間に短縮されること、本年は特に日中国交正常化三十周年の年でもございますので、中国との往来が、行事が多く計画されていること、また中国政府の出入国管理が緩和され、パスポートの取得が容易になること、中国のWTOの加盟による日本との経済活動が活発化すると思われることなど、今後、日本の自治体におけるプロモーションが盛んになることが非常に考えられます。まだまだ

日本の知名度が低うございますので、まず早いうちに中国の方に手を打つということが必要ではないか、特にこういうふうないい条件といたしますか、今後かなり伸びていく。特に二〇二〇年には、世界観光機構が発表しておりますと、一億人がーこれは推測でございますがー外国の旅行に訪れるだろうというふうなことも言われておりますので、今後、私どもも早い時期に中国の方にターゲットを絞って……（発言する者あり）、そういうふう考えております。

○十一番（高橋美智子君） だから、今言っていることは、あなたたちがする交流課の仕事ですかと言っているのです。それは、観光客誘致のそういうことに携わるところがするべきではないかと。あなたたちは、国際交流の仕事を実際にきちんとやっていますか。これは、国際交流課という仕事の中身は、今までずっと積み重ねてきたものを大事にしながら、それで観光客誘致にたまたま携わることになるような場面があるかもしれません。しかし今言ったのも、この長期計画ですっと中国をするのかどうか分かりません。その回答がありませんでしたけれども、実際にここには外国から、特にアジアの方々がたくさんおいでになっているわけですね、学生さんたちが。今、帰国をして、そして多分別府はどういう都市だ、皆さん、おうちの方たちも別府にぜひ来てくださいとか、地域の人に呼びかけているかどうかは分かりませんけれども、しかし、この中身を充実するのがあなたたちの仕事ではないのですかね、国際交流課という仕事は。だから観光誘致を、「捕らぬタヌキの皮算用」ではないですけども、そんなお金を当てにして、実際に中身がないようなことをしないでほしいと思うのです。

私は、国際交流というのをたまたまトヨタで一年間携わりましたけれども、行政がする仕事は、外国からいらした方たちの特に留学生、それから姉妹都市、そういうことをきちんと長期スパンで計画を立てて、そして本当に地道な生活指導からですね。行政は、その生活指導をする人たちのボランティアとかいろんなそういうネットをつなぎながら、そしてその地域に住む方たちの、また帰られて、そしてその人たちが観光誘致にしてくれる、そういうような中身のある活動をしているわけですね。ですから、特に別府にこういうふうにAPUが来て、これだけたくさんの学生が来て帰られるというときに、別府をどのように宣伝をしてくれているかですね。実際にあなたたちは、例えば中国に行くそれがあれば、この留学生などにそういうことを事前に、こういうような計画があるから、帰ったらこういうふうにお願いしますとか、そういうようなことを言ったのでしょうか。私は、ただ、これから解禁される中国が、たくさん来るから別府に、今から売り込もうとってお金を出すような観光客誘致に向けていくような、そういうようなことはもう時代おくれだと思いますよ。中身をしっかり

と整えて、別府に行きたいなというまちづくりをすることが一番大事ではないかと思うのです。ですから、あなたたちが言っているのは、私は観光課の仕事だろうと思うのですけれども、しかも行政が担当してそれをする。あなたたちは、それをまたして、そして実際の国際交流の仕事ができるのですか、これをまた来年度するのかどうかわかりませんけれども。そこら辺はどうなのですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

この事業そのものにつきましては、市の方の窓口としては国際交流課でございますけれども、実質事業主体は海外交流協会でございます。この海外交流協会は、先ほど課長から御説明をさせていただきましたように、民間の方が専務理事等入りまして、市の国際交流、企画並びに観光のそれぞれの課長並びに商工会議所、観光協会、旅館・ホテル組合連合会の皆様方が、一応そういう官民一体となった組織の中で今後事業を展開してまいるわけでございます。国際交流課そのものにつきましては、先ほど課長も答弁いたしましたように、当然、姉妹都市の関係それから留学生の関係、これらについては遺漏のないよう万全を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○十一番（高橋美智子君） 官民一体というのなら、行政の仕事でないと私は思うのですよ。ですから、これを行政が主導的につけ焼き刃のようなことでばっと何かを一回こっきりでというか、何かそういうようなことをするのではなくて、きちんとするならば行政の国際課の仕事の中にきちんと上げるべきだろうと思いますけれども、そうではないならば、官民の官とかではなくて民に委託をするとか補助金をつけるとか、そういう中で必要なことであればそういうようなことをする方が、ずっと盛り上がるのではないか。だから官の仕事という範疇は、ちょっと考え方が違うのではないか。観光客をたくさん来させるということが官の仕事……もちろんそれも一つあるでしょうけれども、しかし、それが中心ではないはずですね。そのところを考えていただきたいと思うのですが。

それから、これは、さっき何回も聞くのですが、これはことしだけなのですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

海外交流協会が事業主体でやるということは、先ほど御説明させていただいたわけでございます。市は市としてそれぞれの部課長を出しておりますし、民間のまた意見のいろんなことを集約した中で海外交流協会という事業形態ができてまいりたいと思います。来年度以降の事業につきましては、当然、海外交流協会の中でどのような事業をするかについては、今後検討していくものと考えております。ただ、市といたしましても、この国際的なものにつきましては、基本的な考え方を持って臨まなければならないというふうに考えております。

○十一番（高橋美智子君） 何か計画性のないような私は感じます。また、これは総務文教委員会でまた話があるだろうと思いますので、それでお話をさせていただきたいと思います。

それから、ちょっとお金のことであれですが、なぜこのルートを西安にしたのか、西安を入れたのか。西安を入れなければ五万円ぐらいで本当に大変安くついて市民も行かれたらと思うと、余分なことですけれども、それも一言言わせていただきます。次にまいります。次は、議第七十一号の工事請負契約の締結について。教育委員会です。この工事請負契約の締結について、内容を説明してください。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

この議第七十一号につきましては、新しい南小学校の管理施設それから教室、幼稚園関係、給食関係を含めました校舎棟にかかる本体部分の契約でございます。八月十九日に入札を行いまして、和田・平野建設共同企業体が落札したものでございます。

○十一番（高橋美智子君） これは、南小の初めての統合した新しい学校が、二十一世紀の新しいモデルスクールとして誕生するということですので、大変期待を皆さんがしていると思います。ただ、話によりますと、この二十一世紀の新しいという学校に、校長室とか職員室、事務室などに冷房設備を付けるようにしてないと聞いたのですが、これは本当ですか。

○教育総務課長（安部 強君） 今回、議決をお願いしている契約議案の中では、それは考えておりません。

○十一番（高橋美智子君） なぜそういうところに付けないのか、ちょっと私には理解できないのですけれども、国も普通教室にも付けるという話も、補助金が出るようなことになっているわけですので、なぜそれに冷房施設を付けないというふうに言い切るのか不思議でたまらないのですけれども、今、普通の新しい学校ではなくても、もう別府市の中でも高校でも普通校にも付けているところもありますし、ほとんど今、全国の公立小中学校の調査をした結果、職員室では五四%も付けているのですよね。この半分以上も付けている学校の中に、新しくできる学校がないというその理由を、ちょっと教えてください。

○教育総務課長（安部 強君） エアコンを付けない理由ということではありますが、今までの経緯からいきますと、夏休み、冬休み、そういうような休業がありました関係もありまして、一応エアコンを付けなくてもいいのではないかと、そういうような考え方があります。

○十一番（高橋美智子君） またそれは委員会でも話を詰めたいと思いますけれども、文部科学省が、来年度から今後十年間で公立小中学校・高校の普通教室約三十万室に

冷房設備を導入することが決まったわけですね。そして、自治体向けの補助事業を新設するので、初年度分として三万教室に当たる十億円を概算要求を今しているわけです。これで特にそれは普通教室をしているわけですが、蓄熱式というので昼間の需要使用料がほとんど増加をしないような夜間電力というのですか、これを活用して指定するというふうなことになっています。もうこれは新しい学校にはどんどん多分設置されていくだろうと思うのです。せっかくことし、それから来年と、大分県にも多分来るのではないかと思います、ひょっとしたら都会の方が早くそういうようなことの数が増えるのかもしれませんが、新しい学校にはやはりそれを要望して早く取りつけるというような計画を教育委員会として、確かにこれは決定した後にこういう通知が急にいきなり総理大臣の方から出しましたから、私たちも「えっ」と思ったのですけれども、それでもう間に合わなかったということもありますけれども、これから先の二十一世紀の長い学校が、四十年ぐらいのスパンでいくなれば、そういうことを見通して計画を立てないといけないと思うのですけれども、それについてはいかがなのですか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今の蓄熱方式、国の補助制度であります、これにつきましては、まだこちらの方に要綱等まいっておりません。その内容については、ちょっとしかと承知してない部分がありますが、一応新聞報道等によりますと、今言われましたように蓄熱方式ということで夜間電力を利用したシステムになっているようであります。そういうことであります、氷をためる場所、それから配管についてもこれまでと若干違う、そういうふう聞いております。南小学校につきましては今の時点で契約等そういうことを変更の関係とか考えておりませんが、一応構造的なものとか、それから設置場所を含めました技術的なもの、そこら辺についてどういうふうな対応ができるのかということの検討をしているところであります。

○十一番（高橋美智子君） だから、今は研究していると言うけれども、急いで私もやっていただきたい。ただ、その中に何か安く少しでも、努力している意味はよくわかるのですよ。学校のを少しでもいろんなことを努力をして少しでも安くするという、その気持ちはわかりますけれども、それで本当に地域に期待をされる学校が、「何だ、こういうことまでけちって」というような、そういう教育委員会のあり方というか、いいものにしたいというその気持ちが私は欲しいと思うのです。何か削ることとか、何か我慢してもらおうという、そういう精神的なものではもうありませんから、これはやはり施設設備ができるならば、それをできるように考えるのが教育委員会の仕事ではないかと私は思っていますから、そのことについて要望しておきます。

それで、この建設について変更が、実際にこれが変更された場合にできるのかということについてもお聞きしたいと思いますので、建設部の方……、はい。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、現在検討している段階でありますので、どのような形でそれが対応できるか、今協議中であります。

○十一番（高橋美智子君） それでは、今度の委員会までにきちんと資料を整えていただきたいというふうに要望しておきます。

それでは、次にまいります。次は、議第七十二号動産の取得について。消防署の方に質問いたします。

この機種が、今度これを配置するということになったのですが、ちょっと内容を説明してください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

五十四年八月に現庁舎が完成しました段階で運用開始されてきました指令装置が、現在二十三年を経過しております。非常に古くて、故障時の調達部品等々ができないということで、今、片肺の状態の中で辛うじて運用している状況下にあります。このような状況下の中で防衛施設関係の補助事業を受けられることとなり、今回導入することにいたしましたものであります。

新システムにつきましては、一一九番の受け付けから消防車両の出動までが、オールコンピューター化されております。現在は、一人の作業員が聴き取り、相方がいわば地図、紙地図ですね、地図帳を広げながら現場を確認し出動させていると、このような状態からコンピューター化された出動になりますので、随分早く消防車あるいは救急車等が出動できる体制が整えられる、このように考えております。

○十一番（高橋美智子君） これは、私たちは前の委員会のときに、いわきの消防本部を訪れている、これと全く同じような機種ということで検討してきた経過がございますが、そのときに一番私たちが関心を持ったのは、災害のときの弱者の安全対策の向上ということで、大変緻密な緊急システムについてのソフトの整備を七年間もかけてやったという経過があるのですが、その辺のことについてはどういように対応しようとしているのでしょうか。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

現在、消防本部では、聾啞者に限定しまして、聾啞者用ミニファックス装置を設置させていただいております。これにつきましては、各該当者、希望のある該当者に対しましては、「火事です」、「救急です」、どちらかに丸をして、すぐファックスを送ってくださいと。そうすれば、こちらの方で着信次第、消防車の出動をいたします

し、あわせて「着信しました」という回答をいたしますというような内容のものでございます。これにつきましては、今回、新指令装置の中では一一九番通報により、そのファックス通信が受信できるというシステムを講じております。

それから緊急システムにつきましては、現在、別大合同タクシーさんの方に委託されております。この関係でちょっと私どもの方には現段階としては取り込みは考えておりませんけれども、ワンクッション的に災害情報が入ってくるようなシステムになっていますし、そこらのデータにつきましては、関係各課と調整をし、今後三月までの間に提供いただけるものについては極力導入いたしまして、災害発生時にこういう方々ですよということが即判明できるような体制を組んでいきたい、このように考えております。

○十一番（高橋美智子君） これは、ちょっと大分県の今年度、健康危機発生時における災害弱者対策ということで計画がされているわけですね。ところが聞きますと、何か別府市にはほとんど、協力機関が別府市になっているのですよね。それなのに何かこういう会議がほとんどされてないというようなことで、県の方がこういうふうな遅れになっているのかなと思いますけれども、これを見ますと事業実施予定期間が、平成十四年の四月から十五年の三月三十一日までにご予定されているわけです。これで災害時の健康危機が在宅人工呼吸器なんかの人たちですね、特に重症の人たちに対してこれを、避難が遅くなるといけないということでの対策を講じることになっているわけです。それから、中央保健所管内で災害発生時の対応に差が出てくることが考えられるので、こういうような健康危機発生時に備えて災害弱者の実態把握を行い、医療機関や市町、消防などの関係機関・団体との連携システムの構築を図るというふうにされているので、これを何らかですね、何も予定していませんと先ほどおっしゃいましたけれども、やはりこういう緊急、重度の人で在宅でやっている人たちぐらいは、やはり整えるような用意はないのか。そして、この会議そのものがどうなっているかわからないので、これがわかりましたら、ちょっと教えてください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

六月の議会のときに議員からちょっとその内容について提案がございました。早速我々の方で調査した結果、県中央保健所の方に照会したのですが、現在準備の段階ですということで、その後、正式な回答が、つい最近、第一回目の会合を開きたいというような回答、いわば通知がまいっております。この中で議論された内容については、十分いただけるデータは我々の方にいただきまして、先ほど申し上げましたように、指令装置の中に組み込み災害発生時の対応と。

先ほど、緊急システムという問題を私は、入力を考えていませんというお答えをい

たしましたけれども、この緊急システムというのは、いわば私たちの方はペンダント方式で災害のときに発信するというシステムを想定しておりましたので、ちょっとそのところの語句の説明が悪かったことをおわびして、お答えにかえさせていただきたいと思います。

○十一番（高橋美智子君） 六月は、私は審議拒否をしまして、大変皆様に御迷惑をかけました。すみません。それで、お話をちょっと出そうと思って計画をしていたのですが、実際にまだ会議がないということでしたので、これはどうなっているのかなと思ひまして、そして、これはせっかくこういう機種を買うのに、こういうソフトをやはりきちんと充実させて、県がこういう対応をするならば、別府市はこれに対応できるようなネットをつくられるのが一番ベターではないか、そういうことを言いたかったので、ぜひそのことについては、特に重度の医療器具などをつけた人たちですね、そういうのをなるべく早くに市内のところで情報をとれるものなら、それをやはりとってひとつデータを持っておくということが必要ではないかと思ひます。そのための緊急通報のシステムだろうと思ひますし、それと先ほどファクシミリですかね、あのことは本当に実際にいわきに行って、大変助かっているというお話を聞きましたので、ぜひ付けていただきたいいと思ひましたので、それをいろんなことで通報ができるようなシステムにぜひ活用させていただきたいというふうに思ひています。終わります。

○四番（平野文活君） 私も、海外交流協会の問題から入りたいと思ひます。

ダブリは避けますが、議決前に予算執行を約束するということについての反省の弁が述べられましたが、これまでもそれに似たようなことがたびたびありました。やはり議会軽視という体質のあらわれではないかということについて、まず冒頭に述べておきたいと思ひます。

お伺ひしたいのは、駐在員の契約内容をどういうふうに考えているのか。お願ひします。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

駐在員の契約内容につきましてですが、この業務につきましては、別府市の観光それから国際化のための情報の提供、また現地でのエージェント、中国政府それから各旅遊局、体育局、修学旅行の誘致も将来を見込みまして学校関係、そういう各団体訪問を含めまして、別府市の情報を発信し、また中国の情報を別府の方に送っていただくという役割を基本的に考えております。ただ、まだ契約内容の細かいことにつきましては、先方も決まっておりますし、細かい内容についてはまだ打ち合せをしておりません。

○ 四番（平野文活君） 中国のいわゆる貨幣価値から見れば、二人で百二十万円というのは、かなり高額な給与になるのではないかというふうに思いますが、先ほど言いましたように、交流協会の目的は、誘客ということに非常に重きを置いているようにございますが、この駐在員との契約で誘客についての契約内容というものはないのか、どうですか。

○ 国際交流課長（溝口広海君） まず最初に、高いという御質問でございますが、現在、中国に駐在員を置いています県が数県ございます。市といたしましては、大阪市の方で上海事務所を設置しております。ちなみに……（発言する者あり）はい。都市の規模は違いますが、そこで雇用しております中国現地採用、各事務所ともそれぞれ日本の方から二名派遣職員が行っておりまして、現地採用がほとんど二名でございます。その現地採用の契約、もちろん契約でございますが、現地採用の方のことについて調査をいたしました、まず契約駐在員ということで、静岡県の場合でございますが、男性百五十一万円、女性百十七万円、計二百六十八万円という年間の契約でございます。特にこの金額につまして、静岡県の方にお聞きしましたところ、上海では決して高い給与ではないと。そういう理由には、この給与では引き抜かれたことがあると。特にこの方について特技がありましたかとお聞きをしましたところ、特技というよりも日本語が堪能であるということで、人材派遣会社に依頼してお願いした経緯があるというふうなお話を聞いております。また神奈川県の場合は、所長助手ということで、こちらで言いますと所長代理ではないかと思いますが、二百三十万円、運転手で百六十万円の計三百九十万円という契約をしております。また北九州市の方でございますが、ここでは通訳の女性一人と運転手の男性一名で、個々の経費はわかりませんで、合わせまして二百四十九万円。また長崎県の貿易協会の方でございますが、ここも所長代理の男性一名、事務女性が一名で、二人合わせまして三百五十六万円。大阪市の上海事務所でございますが、通訳・事務補助といたしまして、男女一名ずつ、合わせまして二名で四百三十一万円という契約額というふうにお聞きしております。

この金額が高いか安いかは、業務内容によって違うのではないかと思います、私ども、専従で事務所を設けるわけでもございませぬ。やはり現地にいらっしゃる方の特に中国政府・団体、いろんな人脈のある方、それから日本の実情に詳しい方ということでお手伝いをいただくという考え方でございます。やはりこれが将来の別府市の誘客に結びつくのではないかというような考えから、この金額で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 四番（平野文活君） 先ほど、契約内容の中に「誘客」という項目がなかったと思います。しかし、この協会の目的は誘客だと。そこがちょっと矛盾しませんか。その

「誘客」という項目を盛り込むべきではないかというふうに思いますが、どうですか。

○国際交流課長（溝口広海君） 私の答弁が足らなかったのかもしれませんが、観光客誘致に向けての各中国政府それから旅遊局、体育局、それから各団体、大手旅行者、それからマスコミ、エージェンツ訪問を含めまして誘致の活動に入っていただくということは考えております。ただ、ほかの都市にいたしましては、観光客誘致ということは、余りまだ、各経済、貿易、文化等の交流でございまして、ほかの都市には誘客ということはほとんどの都市は入っていないようでございます。

○四番（平野文活君） 別府のような地方都市でこういう駐在員を置いているところはあるかとお聞きしたかったのですが、先にもう答弁がありましたからね。県段階あるいは政令都市という実例ですね。別府市のような地方都市で駐在員を置いて、しかも誘客という目的を持って駐在員を置くということというのは、全国で初めての試みということでございますか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

私の知る範囲では、初めてではないかというふうに思っております。

○四番（平野文活君） そうすると、先進的な何といいますか、成功例といいますか、そういうものもない、いわばこの事業がどういうふうになるかというのはわからないというふうに私は感じます。別府市からこの三十周年記念事業で二千六百五十万円をかけて「市民の翼」を出すと。同じような事業、この協会が設立されて駐在員が派遣をされた場合に、中国側からそういう旅行団を別府に誘致をするというふうなことをこの交流協会は、当面の課題として掲げているのでしょうか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

海外交流協会では、観光客誘致と国際交流という二面性を持って取り組んでございます。その中で成果がどう上がるかということは未知数でございますが、先ほど高橋議員の質問でも述べさせていただきましたが、今後、中国の市場マーケットは非常に大きいものがございます。そういうことを考えますと、将来的に早い時期に中国とのつながりを強固にいたしまして、連携しながら団体旅行団の誘致に努めたいというふうに考えております。

○四番（平野文活君） 議会との関係といい、その交流協会の事業内容といい、私は若干思いつきの感じを受けます。ですから、この事業がどういうふうに推移をするのか、その推移を十分見させていただきたいというふうに思います。

この問題でもう一点は、「市民の翼」事業の契約をする旅行者はどこなのか、答弁願います。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

海外交流協会におきまして検討した結果、今回の応募者につきましては、高齢者や海外旅行に余りなれてない方がたくさん応募されるという見込みの中で、病気等、何か突発事故も起こり得る可能性もございますので、ある程度そういうことに対応できる旅行社が望ましいという考え方の中で、世界にネットワークのありますＪＴＢに決定したというふうに聞いております。

○四番（平野文活君） 新聞記事によると、地元の旅行社が業績不振で解散をする、店を閉じるというような報道もありました。地元の旅行社というのは、まだほかにもたくさんあると思うのですね。この協会の目的自身が、別府の観光浮揚、別府の観光で生活している市民に少しでも力になるようにということが、この発想の原点でしょう。それを、こうした二千六百万もの事業をやるのに大手を使う。今言われた突発的な事故とか、こういうことについては、地元の旅行社では対応ができないというふうに判断をしたのはなぜなのか。地元の旅行社を含めて見積もり等を取って十分検討した上でＪＴＢになったのか。この辺の経過を、もう少し詳しくしてください。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

この業者選定の経緯につきましては、私も海外交流協会の方から報告を受けたわけでございますけれども、一番大きな問題点というものは、やはり市民の方が多く、特に高齢者の方が行かれるということを踏まえた中で、どんな場合でも対応できる体制が必要だということが一番大切ではないかという観点の中で、今回ＪＴＢに決定をさせていただいたということで報告を受けているような状況でございます。

○四番（平野文活君） 病気やその他、そういうどんな場合でも対応できるという条件をつけた上で見積もりをして、できるだけ地元業者もそれに対応できる力をつけてもらうというのが、市行政並びにこの協会の趣旨とも合うのではないですか。そういうことをやったのかどうかお聞きしたいのですよ、見積もりなどをとったのかどうか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

地元業者からの見積もりは、私が海外交流協会の事務局長といたしましては、見積もりを取っておりません。ＪＴＢに選定いたしましたのは、先ほど市長公室長の方から答弁いたしましたとおりでございます。

○四番（平野文活君） 以上、いろんな議員さんからの質問がありましたが、いろんな角度からいって、非常にやり方が安易であると思います。こうしたことを今後繰り返すことなく、公金を本当に有効に活用するという立場で努力をしていただきたいということを申し述べまして、次に移ります。

次は、水道事業の決算について。一般質問でも通告をしておりますので、この議案質疑では十三年度決算に関係して一、二お伺いしたいというふうに思います。

平成九年からの値上げにより、平成八年の水道料金収入と比べると七億円の増収になっております。逆にいえば市民の出費が年間七億円ふえたということになるわけですが、実際に使っている水量ですね、これはこの決算書を見ると随分落ち込んでいるというふうに見受けられます。どの程度落ち込んでいるのか、また、どの分野が落ち込んでいるのか、ちょっと説明をしてほしいと思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

ただいまお尋ねの件でございますが、総体的に言いますと、一般住宅につきましては、改定時の翌年については落ち込みましたけれども、その後回復しております。それ以外の項目でございます、具体的に申しますと飲食店につきましては、平均で三万五千七百トンの減少、百貨店・スーパーにつきましては、平均一万七千四百トンの減少、宿泊・観光・娯楽施設につきましては、十八万三千五百トンの減少、その他につきましては十万三千七百トンの減少になっています。これを平成九年度と十三年度の比較では、全体的に百七十五万九千トンの減少になっています。

○四番（平野文活君） 値上げする前、平成八年度までは年間千八百万トンぐらいの水を市民は使っておりました。今の説明では百七十五万トン落ち込んだということでございますが、しかもその落ち込んだ内容が、一般家庭は一時落ち込んだが、その後回復した。これも生活に必要な水ですから使わなければならない、そういう事情もあると思います。特に注目しなければならないのは、私がいただいた資料で計算をしたら、値上げ前の平成八年と十三年度の実績を比べれば、飲食店は七二・七％まで落ち込んでいる。宿泊・観光施設に至っては六四・七％まで落ち込んでいる、こういうことになります。

私は、不況の影響が非常に大きい、あわせて値上げの影響、これが非常に大きいのではないかというふうに考えておりますが、市民が水を使わなくなった、非常に落ち込んでいる、この原因についてどう考えているか、御答弁ください。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったように、不況の影響も確かにあると思います。それとあとは、先ほども申しましたけれども、宿泊・観光施設の観光客の減少等、それらもあわせて、今、おいしい安全な水という形で一般の方が深層水だとか湧き水を飲んだりとかペットボトルの水を飲んだりとか、そういう傾向といえますか、そういうことも多々あると思っております。

平成八年から九年度の落ち込みにつきましては、統計上は、今ここに百十四万六千トンと統計上はなっておりますけれども、これはその当時、ちょっと統計のやり方が、南地区の数字をカウントしてなかったということで、これを相殺しますと約五十万ト

ン、値上げして水量が減っております。ですから、値上げの影響があったのではないかと考えれば、当然あったことも考えられる、こういうふうな状況になっております。

○四番（平野文活君） この決算書が示すところは、水道料金の出費増が、値上げ前に比べて七億円ずつ毎年ふえているということと、その一方では、市民は百七十万トンぐらい年間水を使わなくなった。特に市内の中小業者が打撃を受けている、こういうことをあらわしているわけです。

もう一つお伺いをしたいのですが、今そういう市民の大きな負担の上に八大事業というのをやったわけですね。当初、四年間で六十七億ということでございましたが、十三年度の決算を含めてこの八大事業関係は、どの程度の事業費が消化されたのでしょうか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

八大事業の決算でございますが、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、当初計画には六十七億を予定しておりましたが、平成十二年度では約六十億の事業費となっておりまして、執行率約八九％というような形になっております。

○四番（平野文活君） 約六十億の投資をしたわけですね。しかし十三年度の決算を見ると、有収率が今回は八四・二％ですね。値上げ前の八年度の資料を見ると、八五・三％。この六十億もの事業をやった、それだけ投資をしたにもかかわらず、有収率は逆に一・一％下がっている。これはどうしたことが。「なしか」と言いたいわけですね。その一方、この資料を見ると、類似団体は、八年度八八・七％、十三年度は八九・六％、着実に全国平均は上がっている、〇・九％上がっていますね。これはどういうことを意味するのか、私はちょっと理解ができないのですけれどもね。ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

この有収率の件につきましては、私どもの方で、内部で担当課とよく協議をいたしまして、もともと配水をします、それから管を通して最終的に皆様方の御家庭なりに行くようになっておるわけです。その間に当然漏水の問題だとか、それから料金にならない水量だとかあるわけです。それを精査しておるのですけれども、いかんせん、これが私どもの方が大正六年からやっておりますから、戦災にも遭っておりませんし、かなりわからないところが、正直言いましてあります。うちの方が、無効になった水量というのを研究しておるのですけれども、なかなか実態的に具体的な箇所が見受けられない、こういう現状になっておりますので、類似団体等の数値とも合わせて比較しまして、その原因究明については徹底的にしていかなければならん、そういう位置

づけにあると思っております。

○ 四番（平野文活君） この決算資料によると、いわゆる漏水ですね、水漏れを含む無効水量は、年間二百六十二万トンになっています。この十三年度の水の製造原価は一トン当たり百三十七円、こうなっていますから、この水漏れの二百六十二万トンに掛けますと、約三億六千万円かけてつくった水がどこに行ったかわからん、こういう現状ですね。ですから、水道の経営ということを考えれば、六十億の投資をしたのでしょ、大幅な値上げをしてまで。ですから、市民に目に見えた成果を上げなければ私はおかしいと思うのですよ。それだけの投資をしながら、逆に水漏れ箇所がいまだわかりません、どんどん有収率は下がっておりますと。これでは私は説明しようがないと思いますよ。六十億の事業費の中で配水管の整備事業、これはもともとの計画では十九億二千万円かけるという計画でありましたが、この整備事業はどの程度実行されておりますか。

○ 議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後 一時 零分 再開

○ 副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○ 水道局工務課長（金澤 晋君） では、お答えいたします。

先ほどの御質問の中で、八大事業の中で配水管整備事業がどのくらいかという御質問でしたので、お答えいたします。

実施事業といたしましては、十二億七千二百九十二万円でございまして、施行延長といたしましては一万九千七百六十メートルを施行しております。

○ 四番（平野文活君） 有収率が低下し続けている、金額にして三億六千万円の水がどこに行ったかわからんというような、こういうところにこそメスを入れるべきだというふうに思いますが、十九億の計画を立てながら、そういう事業をやるということで四割もの値上げをしたわけですね。それが、十二億しか配水管整備事業はできなかった。こういうところにこの有収率を高める努力の弱さというか、反映しているというふうに思うのですね。こういうことでは、やっぱり市民に説明がなかなかできないのではないかというふうに思いますが、なぜこの配水管整備事業がそういう十二億程度にとどまったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 水道局工務課長（金澤 晋君） まず、八大事業といたしまして御説明させていただきたいのですが、汚泥の処理施設の建設事業がありまして、（「それは、もう全部いいわ」と呼ぶ者あり）よろしいですか。ありまして、つまり八項目といたしまして配水管整備事業があるわけでございます。これは当初十九億の予定をしてございました

のが、十二億七千万という形で一万九千七百六十メートルの施行となっております。これは、十分現場を調査しまして、古い分、老朽化した分、それから取水不良した箇所、それから未給水区域等の区域の管を布設していったわけでございまして、現状では執行率約六八％というような形になっております。

○四番（平野文活君） 一般質問もありますから、問題提起だけにとどめておきたいと思いますが、もう一点、鮎返ダムの改良工事についてもお聞きします。

当初の計画では、これは五億円の計画でございました。実際はどれくらい使ったのか、どういう事業をやったのか、お聞きします。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

鮎返ダムの改良工事でございますが、計画の事業費では約五億二百万予定しておりましたが、実施事業費といたしまして二億百二十五万六千円でございます。これは、ダムの下流側表面のコンクリートに亀裂が生じておりましたので、その改修と、あと鮎返ダムに行きます工事用道路それから進入道路等の整備を行ったものでございまして、これは平成十二年、平成十三年の二カ年の継続事業で行っております。

○四番（平野文活君） 今この鮎返ダムというのは、米軍の占領時代の置き土産だと聞いておりますが、その当時はかなりの取水をこのダムからしていたのではないかと思います。大分川からの取水が始まって、大半はそういう大分川水系及び地下からのくみ上げ、こういうもので賄っているというふうに聞きますし、また約九万トンの能力がある。実際は最高時でも六万トン幾ら、平均では五万トン幾らしか使っていないというふうにもこの決算書の中には書いてありますが、鮎返ダムの水を使うのは、どの程度の水を使っているのか、説明をしていただきたいと思います。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

鮎返ダムの滞水能力と申しますと、五万三千トンあります。しかし、築後四十数年たっておりまして、堆砂が生じておりまして、四〇％から五〇％の堆砂が出ておりますので、現在の能力といたしましては、二万六千の貯水能力でございます。

○四番（平野文活君） それを、どういう場合にどれだけ別府市が取水をしているのかということをお聞きしたわけです。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

大分川からの取水事業につきましては、大分県の企業局の発電事業とタイアップした事業でございまして、大分川の発電事業にその水は使っておりまして、その一部を別府市の給水事業の方にいただいております。それで、鮎返ダムは現在五万五千トン能力がありますが、貯水量といたしましては二万六千あります。それを大分川の発電所の維持管理を年間二回行います。そのときに水がストップします

ので、その鮎返ダムの水を給水の方に回すという形で鮎返ダムを利用しているところでございます。

○四番（平野文活君） 大分川からの水が取れなくなるときがあるわけですね、発電所の管理の問題で。それは、一年間にどれくらいの日数がかかりますか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 一年のうちで約三日間、そういう発電所の維持管理に要する日にちが要ります。そのときには水がストップしてしまいますので、三日間のときにその鮎返ダムで貯水している水を使用するという形になっております。

○四番（平野文活君） その三日間の水を確保するために五億円の修理計画を立てたということになりますか。このダムというのは、決壊のおそれがあるような、災害のおそれがあるような、そういう状況なのでしょうか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 要するに鮎返ダムの診断調査を平成七年に行いまして、その診断調査の結果では、構造的には安全であります、表面及び滞水その他に亀裂等が生じておりまして、水等の浸透も見られるという形で、維持管理上改修が必要であるというような診断結果をいただいております。それに基づきまして、平成八年から平成十二年の四年間で八大事業の中の一つといたしまして、鮎返ダムの改修工事を計画したものでございます。

○四番（平野文活君） 一年間に三日間しか水を取らない、鮎返ダムの水道に関する役割は、そういう状況になっている。そのために五億円の工事の計画をした。私は、そういう八大事業のずさんさといいますか、一つのあらわれではないか、こう思うわけです。もし本当にこのダムが、そういう危険な状態にあるのであれば、これは水道局の事業というよりは、災害対策、安全対策として別府市の事業としてやるべきだと思うのです。

先ほどの配水管の問題は、大量の水が漏れているということはわかりながら、この事業は六〇%ちょっとしか事業としてやらない。必要な事業はやらないで、大して必要でもない、もし必要であれば、これは市の事業としてやるべき、そういう事業に大金を使う。私は、この値上げの理由に八大事業というのがやられましたが、やはり計画自身が非常にずさんだったということ、今、この決算書を見ても非常に痛感をするわけでございます。この鮎返ダムの残り二億幾らかの事業というのは、さらに水道局として引き継いでやるつもりですか。見直すつもりですか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 鮎返ダムにつきましては、先ほど御答弁させていただきまして、貯水池の中に堆積が二万四千立米ぐらいありますので、それをある程度取り除かないと、鮎返ダムの機能が発揮いたしません。そういう形で今後そういうことをいろいろ検討しながら十分に調査していきたいと考えているところでござ

ざいます。

○ 四番（平野文活君） 何でもかんでも安易に水道料金に転嫁することなく、災害に必要な事業であれば別途考えるということを提起をして、次に移りたいと思います。国民健康保険税の問題、これは何ぼだったかな……（発言する者あり）ああ、本当だな、六十七号でしたね。これは値上げになるのか、値下げになるのか。どれくらいの人が影響を受けるのか。ちょっとそこを説明してください。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

今回、地方税法の関係で、国保の所得割の算定にかかる部分が見直しがありました。この見直しによってどれだけ影響があるかということですが、まず第一点目が、公的年金の特別控除の廃止でございます。公的年金は、もともと百四十万の控除に、それに上乗せされている特別控除が十七万あります。この十七万部分が廃止となります。これによりまして、大ざっぱに言いますと、六十五歳以上の年金受給者は、一万五千人いると思われます。その中でこの廃止に該当する方、影響を受ける方は、百八十八万円以上の年金を受けている方です。国保の所得段階から見ると、そう多くはないのではないかというふうに思っております。

それから、二番目として給与所得特別控除ですが、給与所得者の最低六十五万の控除がございます。それに上乗せして、上限として二万円控除されますが、その二万円部分が廃止となります。給与所得者は、国保の世帯で九千三百人ほどいると思われます。そのうち九十八万円以上の収入のある方が影響を受けます。給与ですので、給与の上限を考えると、余り大きな影響ではないのではないかというふうに思っております。

三点目としまして、青色専従者の給与等控除の適用でございます。従来、青色専従者の給与を必要経費として認めておりませんでした。今回から必要経費として算入するもので、これにつきましては五百人程度の確定申告者に影響があるというふうに考えております。

それから四番目といたしまして、長期譲渡所得等の特別控除の適用ですが、譲渡の目的に応じて控除するものですが、従来は、家を建てかえた場合でも特別控除の適用がありませんでしたので、国保の税は最高五十三万というふうにかかっておりましたが、今回からそういう適用を受ける関係上、税が下がるということになると思います。全体的に言いますと、廃止される部分それから適用となる部分、ある程度考えますと、そう大きな影響にはならないのではないかというふうに思っております。

○ 四番（平野文活君） 年金生活者は上がる人も出てくる、給与所得者も上がる人が出てくる、自営業の専従者の関係は下がる、譲渡所得者は下がる、大ざっぱに言って

そういうことのようにございますが、値上げになる方々がどの程度影響を受けるかということが一つ大きな問題になります。時間がありませんので終わりますが、今後の対策も必要ではないかということを提起して、終わります。

○五番（松川峰生君） それでは私は、一般会計補正予算の十ページ、「かおり風景保全モデル事業」委託金並びに二十一ページのそれに要する諸経費について、この内容、実は昨年十二月の議会で一般質問の中で、「かおり百選」について質問をさせていただきました。これは、自治体や個人から約六百集めた中から選ばれ、別府がその中に入ったということですが、この事業の内容について詳しく説明をしていただきたいと思います。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

今回、補正予算でお願いしております経費につきましては、環境庁からの受託事業という形で実施するものでございまして、内容といたしましては、「かおり風景」に選定されている関係から、この香りをういたまちおこし等の研究を行うことが目的でございます。と同時に、「かおり風景」の市民へのPRを含めた事業を行うことになっておりますが、もう議員さんも御存じのとおり、平成十一年度に別府市の別府八湯の「湯けむり」の風景ということで「かおり百選」の認定を受けまして、今回、大分県で他に三カ所選定を受けておりますが、それらの都市と連携をとりながら、来年度、別府市で「かおり百選」の全国大会を開催するという運びになっております関係上、その事前事業として今回取り組もうとするものでございます。

ただ、今年度、第一回の全国大会が、松本市で開催をされまして、「かおり風景」に選定されました全国の各都市との連携を図るとともに、それを生かしたまちづくりを研究していくというテーマで全国大会を開催しております。来年度につきましては、大分県が開催します全国都市緑化フェアの中で、やはり一つのテーマといたしまして香りを取り上げている関係から、大分県に誘致をしようということで全国大会が誘致されましたので、その大会の開催準備を含めまして今回の事業を実施することに予定しております。

○五番（松川峰生君） 来年、全国大会が本市で行われるということなのですが、ことしは松本市ということなのです。ということから、およそ人数はどのくらいのお客様が別府の方にお見えになるか、概算でもいいですから、もしおわかりになれば教えていただきたいと思います。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

全国で百カ所の選定がされまして、関係市町村にしますと百三、四十都市になるうかと思いますが、これが全部がなかなか集まるというのは難しいと思いますが、第一

回の松本市の大会では、自治体関係者とそれと香り関係の事業者・団体等が八十名ほど集まっておりました。それと、あとフォーラムの関係で一般市民の方も参加をいただいて実施しておりましたが、会場の関係もあったかと思いますが、松本市の場合は三百名程度がお集まりになったようでございます。現在、大分県とも協議をしておりますが、来年につきましてはフィルハーモニアホールを利用しまして、その会場をいっぱいにするような事業を検討していきたいというふうに考えております。

○五番（松川峰生君） せっかく市長提案の中にも衛生費の中にあります。せっかく「かおり風景健全モデル事業」ということも市長の方から打ち出しています。この事業が成功するように一年前から取り組みをしていただきまして、別府観光浮揚のためにいい成果を上げるよう御期待して、質問を終わります。

○八番（野田紀子君） 一般会計補正予算の二号の十八ページの、老人保健医療に要する経費の追加五百五十七万三千円の内容の説明をお願いいたします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

老人保健のこの分でございますが、今回の健康保険法の改正に伴い老人保健法も改正するようになりました。この改正の内容としましては、今まで定額負担制度であったものが一割負担、もしくは一定以上の所得がある方については二割負担となります。また、年齢も現在までは七十歳以上でございますが、段階的に引き上げて七十五歳から老人保健をするという大きな項目でございます。以上が変わった点でございます。

○八番（野田紀子君） 変わった点もですけれども、ここに書いてございます通信運搬費とか普通旅費とか嘱託職員賃金とか、こういうものはどのように使われるのか、教えてください。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

まず臨時職員賃金でございますが、これは今回一割負担もしくは二割負担になるためには、老人医療受給者証を作成し老人の方に郵送しなければなりませんので、その事務に伴う賃金でございます。

十一の需用費の印刷製本費につきましては、もろもろの高額医療の支給申請用紙の印刷代等でございます。

次に、役務費の二百八十万の通信運搬費でございますが、老人医療受給者証を発送し、また、今回のこの改正に伴いまして、老人医療の高額医療費支給申請書は申請主義となっており、本人が窓口で申請するようになっておりますけれども、高齢者の負担になるということから、この支給申請書を郵送した後、返信用の封筒を入れて、窓口に来なくてもいいようにするための返信用の切手代も含まれているところでございます。

続きまして、委託料につきましては、先ほどの老人医療受給者証の作成の委託料でございます。

○八番（野田紀子君） 今度の医療制度の改悪によって、七十歳以上のお年寄りでも窓口で一割相当額を払った上で、それから一割相当額を立てかえ払いをしなくてはならない、そして高額医療であれば払い戻しの申請をしなくてはならないということになっているのですけれども、それを、このシステムを使って高齢者が直接市役所まで申請に来なくてもいいようにというシステムになっているわけですね。そういうふうに解してよろしいですか。そうして、病院窓口で一たん全額払いますよね。払ってから払い戻しまでに何日あるいは何カ月かかるか、そこを教えていただきたいのですが。

○保健医療課長（伊南忠一君） 今回の医療改正につきましては、十月一日施行でございます。十月に高齢者の方が病院にかかって、請求が回ってきますのは十一月でございます。その分は、今度国保連合会の方で社会保険とか国民健康保険とか建設連合とか、もろもろの保険証のレセプトを集約しまして、その方が一カ月間に何カ所行っているかとか、入院の分、また通院の分を合算しまして、高額医療費の支給の判定になるかどうかを算出していただきます。それに基づきまして、市の方では十二月にそういう資料がまいりますので、それを計算して本人あてに還付の振り込みをするのは、一月になろうかと思っております。

○八番（野田紀子君） かなり長い期間がかかるようで、これも大変心配なのですけれども、そもそも国の医療制度の改悪によって、このように高齢者の負担をふやしたということは間違っていることだと思います。高齢者の負担をふやした上に、さらに保険者である市に対しては、今度は事務手続きの経費がまた必要になったわけなのですけれども、私も六月議会にこの医療制度改悪反対の意見書を出して否決がされたのですが、市として改悪に反対するとともに、この経費への国庫補助というものも要求してはどうでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） これは、さきの国会で決まったばかりで、我々としても、どういうぐあいに準備を進めていいのか、どれぐらい該当があるものか、国から県におりてきます文書がころころ変わるものですから、なかなか苦慮しているところでございますが、現在の段階では、今準備している事務費につきましては三分の一程度、最高四十二万ぐらいの補助の三分の一が出るのかなと。それから、事務費、臨時職員の賃金なんかについては、交付税の算定費用になるのではというクエスチョン的なことで県の方から文書をいただいているところでございます。

○八番（野田紀子君） ありがとうございます。

では、次に二十ページの生活保護適正化実施推進に要する経費の追加額について、

議案質疑をさせていただきます。

先ほども野口議員が、数字もかなり詳しいことを聞かれたのですけれども、この中で別府市の保護率が高く、また十四年度、今までにかなり上がってきているということだったのですが、この保護率が上がってきたという原因をどう見ておられるでしょうか。

○ 社会福祉課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

保護率が上がってきたといえますか、昭和二十五年の生活保護法施行以来、保護率二〇％台でほとんど推移をいたしております。その中で若干、確かに保護率が上がってきているというのは事実でございますけれども、この原因につきましては私どもすでに調査いたしておりますけれども、一つには、その大きな要因として不況の影響、それから年金受給者、年金だけで生活しておられる方が多くございます。そういう方が、ますます高齢化が進んで傷病に至ったということで、その治療費が払えないということが一つございます。それと、その他いろいろございますけれども、基本的には国の制度でございますので、これもなかなか私どもが言及するわけにはいきませんけれども、医療制度が変わっていわゆるその辺、長期入院の人たち、こういう人たちが、完全に治癒をせずに退院を余儀なくされるというケースが、端的にいいますと出てきております。そういう人たちが、では医療費をどうするかということになりますと、なかなか個人負担ができないということなどもございまして、そういう複合的な要因がございまして、保護率が若干上がってきているということでございます。

○ 八番（野田紀子君） その原因をお聞きしますと、本当に身につまされるようであります。別府は、観光地でありますから、例えば朝だけ行ってお布団を上げるパートとか、あるいは夜、お布団を敷くパートとか、あるいはまた、たくさんある保養所の庭の草むしりとか、そういったいわゆる日銭を稼ぐようなお仕事が前は結構あったのですね。ですけれども、だんだん景気が悪くなる、お客さんは来なくなる、保養所はマンションになるとかということで、かなりお仕事が減ってきているというのも私どもの目に触れるところでございます。ハローワークに行きましても、お仕事を求める中年はもちろんのこと、若い人でもう満員になっております。憲法二十五条には、健康で文化的な最低の生活を保障すると決めてございますし、それを受けての生活保護法があるのだと思っております。今、本当に病気の人も多いとおっしゃいましたし、また、不安定な仕事を別府の場合はたくさんの方がしておられて、年金も大変少のうございます。ですから社会福祉課としては、保護を求める皆さんの暮らしを成り立たせるという立場に立って、この生活保護適正化というのを進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○ 社会福祉課長（山川浩平君） 生活保護の適正化については、継続して私どもは努力させていただいておりますけれども、大きな社会的要因といたしましては、三月議会でもちょっと御答弁させていただきましたけれども、別府の場合は観光地ですので、中小企業が中心の産業都市構造ということで、旅館あるいは観光産業に従事できるのではないかという方が、一つの要因としましては、よそから流れてこられて、現実的にはそういう求職活動ができないという現実もございます。それと私どもが今、野田議員さんが御説明いただきましたけれども、稼働指導というのを生活指導の中でやっておりますけれども、現実的には有効求人倍率そのものが、全国では〇・五三、それと大分県レベルで〇・五二、そして私どもの別府市管区では〇・四五、八月現在ではたしか大分県は〇・五ぐらいまでに回復していると思いますけれども、ほとんど求職活動をして就職ができないということで、私どもの稼働指導というのがなかなか実を結ばない状況にありますので、現実的にはシルバー人材センターに登録するとか、職安に現実的に行っていただくと。なお、それでも定職につけない場合はパート的に、トキハの中にパートサテライトがありますので、そういうところで求職活動をしていただいて、パート的な収入を得ていただくという努力をしていただいておりますけれども、なかなかこれがままならないという状況が一つございます。

それと、今、高齢化が進んでいる中で別府市の場合は、医療機関が百五十以上ありますので、これは人口集積率でいきますと全国五位ぐらいに当たります。かなり医療機関が多いということで、そういう治療目的のために来られて、その治療費が払えなくて生活保護に至る。それと、あと福祉施設、介護の関係なんかもございますけれども、そういう施設入所のために市外から転入をされるという方もかなりおられますので、この辺、私どもは痛しかゆしのところでございますけれども、やはり保護を求めてくる以上は、判定をした上で救済をしなければいけない状態の人であれば救済をしていくわけですが、一部には先ほど議員さんから御指摘がありましたけれども、生活保護を受けながら、やはり一般市民の方が見てもちょっと注意を要するような生活の態度の方もおられますので、この辺は私ども十分把握しながら、適正化に向けて努力を続けてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○ 八番（野田紀子君） 保護を受ける人に対していろいろな風評があることは、知っております。ですけれども、例えばC型肝炎なんかにかかっていると、体はよく太っている。で、ぶらぶらしてはいけいけないのですね。C型肝炎だと食事の後、ゆっくり休んだりというようなこともしなければいけないし、仕事もないし。仕事につけないわけなのですから、そういう方をつかまえても、「元気そうで太っているのに」とかいう話もあつたりしますので、ぜひこの面接といいますか、面接のときに

もしかりその事情をくみ取っていただきますようお願いをして、議案質疑を終わります。

○一番（猿渡久子君） 一般会計補正予算の十九ページ、児童館施設管理に要する経費の追加額について質疑をしたいと思います。

子育て支援センターの増設については、市長の提案理由の説明にもありましたように、内蔵保育所の子育て支援センター「どれみ」が、大変好評です。私が、以前サークルにお邪魔をしたときにも、市内のあちこちからお母さん方、子供さんがたくさん集まっていましたし、いろいろな問い合わせも私が行っている間にもたくさんありました。これは、「どれみ」の職員の方、内蔵保育所の職員の方初め関係職員の皆さんの大変な努力のたまものだと思っています。お礼を申し上げます。

サークルに参加している若いお母さんから直接お話を伺ったときにも、自分の住んでいる地域にもこういう子育て支援センターがあれば、この支援センターでお友達になった近所の方と親しくできると。自分の地域にないので、なかなか支援センターで自分の近くのお友達ができないのだというふうなお話もありました。子育て支援の重要性については、私は議会に出させていただいて以来、何度も取り上げてきましたし、子育て支援センターの設置された後は、増設についても質問してきましたので、今回この予算が提案されたことは、本当にうれしく思っています。どうもありがとうございます。

別府市児童館に併設をするということなのですが、施設設備の面や職員体制の面がどのようになるのか質疑をしたいと思います。施設の面では、別府市児童館は、開設のときから駐車場もとらなければいけないし、屋外の遊び場も必要だしということで、この辺の駐車場と遊び場の確保というのが難しかったという経緯があるのですけれども、子育て支援センターを併設するということになると、これまで以上に駐車場も必要だし、屋外の遊び場もスペースが広く欲しいしということになると思うのですね。やはり、あのあたりの地域はなかなか難しいとは思っているのですけれども、ほかに駐車場を借りるというふうなことも必要になってくるのではないかと考えますが、その辺どうなのか。

また、大阪の池田小学校の殺傷事件があって以来、子供さんの安全ということに対して非常に不安も高まっていますけれども、学校にはインターホンを設置していただくということになりましたが、児童館、子育て支援センターは、その日に突然やってくるわけですから、いろいろな人が出入りをする場所ですので、その辺の安全体制の面の対策はどのように考えているのか。

それと職員体制なのですが、初めてやってきたお母さん方、子供さん方と信頼関係、

突然の出会いの中で信頼関係をつくりながらケアをしていかなければいけないという、本当に大変な仕事ですし、市民と直接接する最前線ですし、別府市児童館の職員の方も囑託、臨時職員の方が多いのですけれども、そういう中でも非常に熱心にいい仕事をしてくださっているのですが、仕事の比重の割に条件がよくないというのは、申しわけないなという気がしております。正規職員でこの子育て支援センターの対応が必要かと思えますし、あわせて児童館の職員体制も充実をするべきだと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、議員さんの御質問の整理でございます。三点あるかと思えます。施設整備につきましては、先ほど御答弁もさせていただきましたが、支援センターとしての役割を担うために、現在ある部屋の整備、それからまた児童館をあわせて補修をする箇所を含めて整備をする、新たな施設として役割を果たしてまいりたいと考えております。

児童館につきましては、これは児童福祉法第四十条によります児童更生施設という位置づけの中で、これは屋内施設でございます。幸いにも今の別府市の児童館には、屋外に遊戯場がございますので、あわせてその整備をしようということではしております。

また、安全管理という部分もございますが、現在、玄関、正面玄関でございますが、ここを今、池田小学校の事件があつて以来、閉めさせていただいております。というのも、これは池田小学校の事件と直接関係があるというわけではございません。児童が館内から、すぐ道路になっておりますので、子供が走って出ます。そうすると非常に危険な状態ということがございます。今回、計上させていただいております予算の中には、その前にひとつ子供がとまって、門扉といいますか、こういう部分を設置して安全性も高めようという計画でございます。

また駐車場でございますが、現在、白線を引いて確保している台数は十七台でございますが、行事等の場合は、職員が誘導して大体約二十五台までは駐車できるような態勢をとっております。これは別府市だけではなく、市街地にあるこういう公共施設につきましては駐車場の確保が非常に難しい。現在地でもなかなか駐車場の確保ができる状況ではございません。今後、支援センターを開設いたしまして、やはりこのサークル活動等の割り振り、また児童館とのリンクする中で、そういう極力支障のないような形、利用しやすいような形で対応してまいりたいと考えております。

また職員につきましても、今、正規職員という話がございましたが、今、私の課内におきまして、この児童館、支援センターとの事業形態をどういうふうにしたら効果

的になるかと、新しい事業でございますので、成果の上がるような形で、職員課とも十分今後協議をしてまいりたいと考えております。

○一番（猿渡久子君） 今度できる子育て支援センターで二カ所目ということになるわけですが、エンゼルプランにも四カ所という目標値が明記をされているのですが、今後の子育て支援センターの増設をやはり急いで進めていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

きょうの午前中の議案質疑の中でも、市長の方から、順次設置をしていくという御答弁をしておりますので、私ども、これは市保育所の再編計画という中で南部、北部、西部、こういう中で保育所を拠点保育所として、それに併設をした形の施設を設置していくということでございますので、年次計画の中で設置をさせていただきたいと考えております。

○二十六番（内田有彦君） それでは、議案質疑の中の別府市海外国際交流協会ができて、それに対して別府市が千五百万円もの額を支出するという予算の内容について、お聞きをしたいと思っております。

これはもう二、三人の議員から、この海外国際交流協会のあり方、さらに予算の執行の点について質問がありましたから、その点の重複は避けましても、初めに私が聞きたいのは、この設立経緯と書いてあるのは、これは設立趣意書に似たようなものですが、この内容についてまずお聞きをしたい。

これは、この文章を見ると二つから成り立っている。一つには、別府市は同一規模の都市に比べて海外留学生を多く受け入れ、全市挙げていろんなことのホスピタリティーという国際交流都市宣言をしたということ、それからもう一つには、日韓共同開催のワールドカップについて官民挙げて中国を誘致の第一候補として取り組んできたということ、このことによって中国のサッカー協会、多くの団体との新しい交流が生まれた、この二つになるわけですが、私は、まずワールドカップ誘致、大分県が誘致したのは、これはさておきまして、私ども別府市がターゲットにした中国に対する誘致運動、これは後段のくだりに会議所、観光協会、つまりそういう民の人たちが中心となりながら、何とか中国を応援し、そして中国のサッカーチームが別府市にキャンプを張るようというのを目的として民が中心となってやり始めたことです。それについて官の方も大変いいことであるという格好で、民さらには官という格好で瀋陽を初め上海とかいろんなところに誘致運動を展開し、その結果、ここに書いてあるとおりに中国サッカー協会を初め多くのサッカー協会を中心とする、またそれに関係をする行政とか、あるいは経済界とか、そういう人たちとの新しい交流が始まった

ということが、これは私は言えると思います。

しかし、この取り組んだ状況は、では成功したのかということになると、私は、成功したのかな、むしろしなかった、そういうふうに思っております。つまり、これに要する、では別府市が投下した額は一体幾ら投下したのだろうかということ。それから、このことについて市内のいろんな商売をする方もホテル業界もいろんな市民層も含めて、ではワールドカップにおいて別府市はどれだけ潤ったのかな、どれだけ経済的波及効果があったのかなということを聞きますと、ほとんどの方が、「ない」というようなことです。ですから、私は、これは取り組んでまいりました。しかし、残念ながらやっぱりこれは成功しない、そういうふうに私も自身が、やっぱり強くそのことを認識した上での今からの行動ということになるのではなかろうかと思っております。

そこで、最終的に、ではこの交流協会が設立をしたという経緯をここに書いてありますけれども、これはワールドサッカー誘致期成同盟会ですか、そういう期成同盟会の方々からも、一区切りついたので解散をする。同時に、ただそれだけではもったいないなという格好で、新たにこの別府市海外国際交流協会をしたらどうだろうかというような、その辺のことから、私は、これが急遽浮上したとしか考えられないと思うのです。これは、これなりに私は、内容としては悪いことではないのですけれども、極めて民意というものがこれに、では反映をされてこの協会が設立されたかということを見ると、私は、ほとんど反映されてないのではなかろうかと思えます。確かにここではそれに加盟する団体は、全部で、市と、あと会議所から八団体の方々が十七人の委員で、この協会というものは設立されております。しかし、これはやっぱり民意の象徴というものは何かというと、一つはやはり市執行部、つまり市長以下市行政と思えます。それから、もう一つの民意の一番の象徴というのは、これはやっぱり議会だと思えますよ。その議会が、ほとんど何も知らないといううちに、「勝手」という言い方はどうかと思えますけれども、ここでちゃんと予算までつけながら、収支予算をつけて、そして市報にこういうことを載せていく。少なくとも行政が行うのは、一番いいのは、やはり市民の最大公約数、それをもって行政を行う。これが一番いいわけですが、なかなかそうはならんにしたり、少なくとも、「最少公倍数」という言い方はどうか知らんけれども、片一方の代表である議会が何もこれに関与しない、タッチしない。さっき、るる予算の説明等も聞くけれども、何となく釈然としない。すべて今からだ、今からだ。そういうような足が地についてないというのか、こうだからこうだ、こうだからこうだというのは、今からあくまでもこういう方法でいきますなんという、そういうことでこれはやはり市の税金を使うわけですからね、

そういうことで、こういうものがずっとそのまま議会に出てくるということに、非常にやっぱり執行部の問題意識というものがあるのではなかろうか。いうならば、ちょっとやっぱり何というのか、余りにも議会というものを軽視をしている。

と同時に自画自賛といいますか、これは大義があるからそう反対するとかいろんな問題はなかろうかというふうに、私はそういうふう感じてなりません。非常に首をかしげる。と同時に、やっぱりこういう海外交流というものの基本というものは、これはもう私が言うまでもなく、まず国と国との国交の樹立、それから始まるのです。しかし、国交樹立をする上については、その基本というのは、すべてが民間からの交流なのです。民間からの交流が基礎になりながら、細い線が太いロープになりながら、そして最終的に国と国とが何というか、調印をするということになると思う。そうすると、例えば中国を当面ターゲットにしておるというわけですがけれども、中国という国は極めて、よその国もそうですけれども、非常に難しいという国なのです。中国の人は、いつも言っておるけれども、井戸を掘った人の心を忘れんという。これが中国人の本当の心ですよ。そうすると、例えば日中友好協会が別府市と、例えば別府市の場合は烟台としか今交流はしておりませんけれども、しかし、日中友好協会というのは、これは全国組織です。別府市にもありますし、当然中央本部もあります。高山辰雄さんが、今中央本部の会長をしておりますけれども、その人のラインなんというのはすごく、やっぱり相手の政府機関とは強いつながりがある。現在の中国の経済並びに政治状況というのは、これはもう私が言うまでもなく、やはり党というものが主導となりながら、そしてそれに基づいてそれぞれ経済政策というのがずっと行われていくわけですから、どうしてもその辺については党主導ということになると思います。なると、これは、この別府市が海外交流ということと言っても、肝心なやっぱり一番もとを起こし、しかも今の日中友好協会というものは、烟台ではなくしても北京でも上海でも瀋陽のどこでもそういう網は持っておるのですよ。だからそんな人たちと一緒にいく方が、よりやはり中国のいろんな、例えば要人とか、例えばエージェントの偉い人、エージェントの権力を、権力というのですか、この目的を遂行する上に非常に有利な立場にある人に会うのでも、何回、例えば一回で達するのが、行政とか余り関係のない人だったら二回も三回も行かんと通用しない。逆に日中友好協会が、行きながら一緒に呼応してこういう運動をするならば、逆にものすごくいい効果がある。これはもうはっきりしておるわけです。

私は、たしか三年前だったと思いますけれども、烟台に友好都市の訪問をさせていただきました。当時、市長は同行されなかったと思うのですけれども、ちょうど上海経由で上海に一泊しました。そのときにエージェントに頼みまして、上海の一番大き

い旅行社があるのですね、名前は忘れました。その旅行社に、私ども行政とそのエージェントの人が一緒について、そこに行きました。そのときのその人のお話をいろいろ聞くと、やはり日本の市場というのは、非常に上海としては興味を持って、特に別府というものもかなり知っておりました。ですから問題は、コストがどれだけ安いのか、あるいはどういう宣伝をしたらいいのかというのは、これは私ども、真剣に考えます、わざわざ来てありがとうございました、そういうことで実は帰ったのですけれども、問題は、やはり国際交流協会の、やるなら民間七団体ですね、それに市と議会が入っておるわけですから、ではなくして、少なくとも当面中国をターゲットにしておるなら、日中友好協会が入らなければ、絶対私はおかしいと思っております。それが一つ。

それから、前の議員が指摘をされましたけれども、別に当市の場合は、別府市国際交流推進協議会というのがある、会則が。この会則の内容と、今回のこの交流会設立の方針ですか、会則ですか。会則を見ると、これは一番基本的な部分がダブっております。同じことなのです。これ、こっち、別府市国際交流推進協議会会則を見ると、これの方がむしろ、これを中心にやっぱりどんどん宣伝に行く、誘致をするという方が、私は効果があるような気がする。特にこの中では、ちゃんとこの団体は、第一これが本当に民意を全部集めるというのですかね、全部で六十九団体――別府市ですよ。いろんな各界各層の六十九団体の人たちが、片や別府市国際交流推進協議会に全部入っております。こっちを見ると七団体ということなのですね。そうすると、先ほど申したとおりに、この会則の中にはちゃんと、「外国の都市との交流を行い、本市の国際化の推進を図ること」と、この一言が、この会則のすべてと同じなのです。ですから、むしろ私は、これは屋上屋をつくるようなものと思うのです。ただ、一つこれの違う点は、三十周年記念行事として――今から質問したいのですけれども――「市民の翼」百五十人というのが、実はこの中に入っております。しかし、片や推進協議会の中でもそういうことをしてもいいということが、ちゃんと第二条第二項に書いてあるのですね、「外国の都市との交流を行い」と。「交流」というのは、広く市民交流もあるし、行政交流もあるし、そういう業界交流もある。なぜこの屋上屋みたいなものをある日突然と言っては悪いけれども、そんなものができたかというのが非常に私は不思議でならない。民意がほとんど通ってないというふうに、実は思っております。

これについて今から具体的質問に入りますけれども、まず、この海外国際交流協会というものは、そういう片や推進協議会、この辺の整合性はどこでどう今からあなたたちはしていくのか。本来いうと、これは観光課の仕事かなというふうにとれんこともないのですけれども、これはやっぱり国際交流となると、確かに多くの留学生をい

い意味で利用させてもらいながら、「別府市はいいところですよ」と帰って宣伝をし、将来的なというのですか、スパンを五年、十年、十五年、二十年に置きながら、今の留学生を大事にしながら、それでその国のそれぞれの立場で働く人たちになるのでしょうか、その人たちを別府市に呼ぶという、これは非常にすばらしい構想であるわけです。ところが、今回のこれを見ると、これは中国といっても十二億を対象に約一億人が来るだろうとか、すべて「だろう」とか、あるいは今の中国の国情、あるいは中国のそういう人脈というのですか、効果的な方法というものが、私は、この中では生かされておるか、生かされていないのではないかと、そういうふうにはしか思えません。少なくともこの海外国際交流協会のあり方については、やっぱり日中友好協会は、これは絶対私は入るべきだと、最小限はそう、まず思っております。（「日中だけではない」と呼ぶ者あり）もちろん、今、雑音が入りましたけれども、今日本に来るお客さんは、一番多いのは台湾ではないか、それから韓国、それから中国、そういう順番になっています。ですから、何もこだわることなくそういう、何とか、日華親善協会というのですか、私はそういう人も入れてもおかしくはないというふうな実は気がしますが、そういう人も入れながら、やはり国際交流というのは、これは官がやるのではない、本来いったら民から始まる。そのためのお膳立ては官がする。早くいったら、金はちゃんと出すけれども、あとは口は出さない。民のレベルでやってくださいというのが、私は真の国際交流になるし、それが実績としてはね返ってくる、そういうふうに思いますから、（発言する者あり）要らん世話だ、おれが言っておる。（発言する者あり）言えますよ。要らん世話だ。（発言する者あり）

それで、この予算の内容を見ると、一千万については、これは今回、「市民の翼」に要する経費として一千万は使いますと、先ほどそういうことでした。そうすると、あと五百万については、今後、交流協会が今年度は五百万について、あと支出の部で事務的経費とか駐在員に要する費用とか、あるいは相手の方の招聘する費用とか、そんなのが大体五百万ということですが、私が聞きたいのは、この一千万です。この一千万について、市報では十一万と、一人が十一万の負担ということになっております。先ほど聞きますと、それにプラス市の方が助成をするということが、さっきの答弁に出ていましたけれども、その助成は二万七千円と一万八千円に分けて計四万五千円。ですから、この総額の費用は十五万五千円ということになるわけですね。そうすると、通常四泊五日でそういう高い旅費で果たしてどうしてそんなところを選んだのだろうかという気がします。

これは参考のために最近のエージェントの、やっぱりJTBと同じぐらいの読売とか、あるいは毎日とか近畿ツーリストとかいろいろ、そういうエージェントがありま

す。その大体四泊五日を見ると、一番安いのが、もちろんあれですよ、上海、北京、それからあとその他の都市、もちろんその中には西安も入っておると思いますけれどもね。それで一番安いのは四万九千八百円であるのですよ、一番安いのは。三泊四日になると、安いのは二万九千八百円――これは論外ですけども――から三万九千八百円。大体その辺が今のそういう単価なのです。では、そういう人たちが過去、別府市の人たちも相当もう何万人という人が行っておるけれども、では、そこで事故が起こったとか、いろいろトラブルが起こったとか、さっき課長が言ったような問題があったかという、まずそんなことは聞いてない。きちっとしたやっぱり楽しい旅行を実はしておるということなのですから、その辺、どうして見積もりが十五万五千円というようなことになったのか。これを聞きますと、ＪＴＢというふうに指定をしたと言うけれども、なぜＪＴＢしか――もう独占契約みたいなものですね――せんかったのか。それをお聞きしたい。

それからもう一つは、過去、「市民の翼」は、これは海外あるいは国内と何回か出ておりますね。その中で、過去、市の方がそれに対する補助を出したのかどうなのか。私は、出したことはないと思うのです。では、なぜ今回それを出すのか。その二点についてちょっとお聞きをしたい。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

ＪＴＢの関連で今回の旅費の関係につきまして、まずお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、今回の応募者につきましては高齢の方もいらっしゃるということも十分考えられますし、また市が実際計画に参画するという考え方の中で、やはり旅行も初めての方が多だろうという観点の中で、何が起きてもいいような体制の中で、基本的にいえばＪＴＢという世界ネットワークのあるところを指定させていただいたというような状況でございます。

先ほど、四万九千八百円という旅費の関係、私もこれについては、ある職員がこのツアーを利用して行ったというのを聞きましております。上海、蘇州、無錫、南京ということで、これは阪急旅行社が特別記念企画で何かこういうものを出して、これに行かれたというふうに聞いております。旅行料金でございますけれども、行き先それから日程、それにホテルの状況、それから食事等、そのツアーの内容によってかなり異なっております。ちょうど阪急旅行社が九月にこれ、同じような大分発着の便でございまして、北京、西安、上海の旅行の案内の広告パンフがこちらの方にあるわけですが、これもシーズンによってかなり異なっております、最高で十三万八千八百円、最低で十万九千八百円というような数字でございます。

今回、ＪＴＢの方の旅費でございますが、一応十三万七千円、あとの分については

交流会での負担を含めて十五万五千円ということでございまして、我々としては、いろんな観点を考えた中で旅行業者の選定をさせていただいたことと、この旅費そのものにつきましては、それぞれのツアーの内容によりまして、かなり海外においては差があるような状況もございまして、こういう一つの参考事例を見た場合は、この旅費の算定についてはやむを得んかなというふうな気持ちを持ったわけでございますので、何とぞこの点につきまして御理解をいただきたいと思いますと思っております。

それから、「市民の翼」の補助の関係でございすけれども、今、関西汽船を利用しました「市民の船」を運航いたしております。これにつきましては、市民の方の負担を軽減するという考え方の中で一部補助をしているような状況でございます。

○二十六番（内田有彦君） 行政がすることは、一番大事なことは、何よりも透明性なのです。透明性がないと、例えいいことであろうと、やはりコンセンサスを受け入れられない。ですから、今、林公室長が自慢げにそういうことを言っていたけれども、それは理由にならん。では、なぜＪＴＢかとなる。ＪＴＢだろうが近ツーだろうが読売だろうが、日本のやっぱり大手エージェントには間違いないでしょう。では、そういうところを締め出すのですかと、そうなるのです。そういう問題ではないでしょう。第一、言い方を変えれば失礼なことになるわけです。あなた方はだめだ、ＪＴＢだったら、例え年寄りだろうが病気持ちだろうがよくしてくれるけれども、あなたたちは危ないと。言いかえればそういうことにもとられるのですよ。ですから、その点はきちっと、こうだ、こうだというものを付して、いかがですか。あなた方は、これで幾らでくれますか、といって、やっぱり見積もりを取って市民の負担を安く。ということは、市の負担もそれだけ安くなるわけだから、そういうことは、私は当たり前だと思いますよ。それをＪＴＢ以外はできないという前提のもとにこんなことをするというのは、非常にやはり透明性については、あるいは妙な言い方をすると、ＪＴＢと何かあるのかいというふうにしかとられないということがあるということは、嚴重にやはり私は注意しておくし、今後その辺は公平にやっぱり物事を置く。基準さえしっかりしておけば、どんなところでも責任持てんことはできぬわけだから、それが一つ。

それからもう一つですね。市が、一人平均四万五千円を補助する理由をさっき述べていましたけれども、これこそ私は、それはありきたりな言いわけにしかならんと思いますよ。過去、やっぱりそういう事例はないのですからね。それを今回そういう広島、さっき、何というのですか、高速艇のそういう助成とか、そんなものがあるからこれに出すということになれば、それはだからこれを出すということにつながるかどうか。一遍出せば、では、この次、「市民の翼」でどこかへ行くときはどうするのですか。当然やっぱりこういうものを出すという前提になるのですか。それはいかが

なのですか。今回のみということですか。

○市長公室長（林 慎一君） 今回、一応市民に補助を出している一つの大きなあれというのは、市民を挙げて交流事業に参加していただくし、また宣伝事業にも参加していただくということを基本に考えておりますので、そういった点を含めて今回補助をしたいというふうに考えております。

○二十六番（内田有彦君） どうも答弁がぼやっとしておって、わからん。宣伝のために「市民の翼」を組織したというのか。あるいはそうではなくして、三十周年記念という国を挙げての行事の一環として、幸い別府市はこれを利用してやろうとしているのか。その辺が、やっぱり一番私はポイントになると思いますよ。だから、三十周年記念ということになると、あと、それなら四十周年、五十周年とか周期があるわけですからね、そういう記念行事のときはこういうのもしたいというなら、そこではっきりしておかんと、何かただ何となくした。しかも、これは三十周年記念といたって、無理に三十周年記念にせんでも、三十周年記念となれば、一番市民の負担の安いときとか、一番やっぱりすいているとき、そういうこともやっぱり十分に考えた上で、がむしゃらに一番の、あなたのおっしゃるとおり十一月というのは値段高いのですよ、確かに高い。そういうときにねらってすることがベターなのかどうなのかということも、やはり協議をした上で、私はこういう予算はつくるべきものであると、そういうふうに思っております。だから、その辺はそういう国家行事の中の一環としてするということに限定するということであれば、そんなに私も、「ああ、そうか」ということになるけれども、そうではなくて、そのときそのときの、今度は出すとか、今度は出さんとか、そんなことの線引きは、そこでどうするのかということ。いかがですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

確かに今回の事業につきましては、海外交流協会の方で事業計画をする考え方の中には、日中友好三十周年の記念事業という考え方の中で今回の事業の計画をさせていただいているように聞いておりますし、また、その中で交流イベントなり宣伝イベントに協力していただくということも、参加者をお願いをする関係もございまして、すべてそういうことを含めた中での補助というふうに考えております。

○二十六番（内田有彦君） 一つの大きな国家行事ということの中での一翼、兼ねて別府宣伝になればということもあるということですから、それはそれで私は問題があるけれども、まあまあと思います。

そこで、問題は、さっき私が言ったとおり、ただこの構成する会七団体ですね、十七人。これでこれはそのまま終わるのですか。あるいは、さっき言ったとおり、そういう特に中国との人脈、経験とかいろんな交流のほか、日中友好協会というのは、こ

れには入れんのですか。その辺は今後検討課題にするのですか。どうなのですか。

それが一つと、もう一つ、これは市長に対する私は苦情ですけれども、この前、日中友好協会が三十五周年の記念行事を持ちました。そこのフィルハーモニアホールで持ちました。そのとき、残念ながら別府市からだれ一人来てないのですよ。これは、やっぱり三十周年記念行事として大々的に日中友好協会が脈々と、今から約四十年前から始めておるのですよ。それに行政として一人も来てない。市長ももちろんです。ところが、隣というのですかね、山香町とか日出町とか安心院とか、そういう方々の議員とか町長がそれにやっぱり賛同して来ておるのですよ。私は、そのとき見たとき、そこに参加をした市民の人たちもちょっと言っておりましたけれども、「別府市はどうなっておるのですか」。私に聞かれるから、「私もそれはわからん」、私は、「そのうち来るでしょう」と言っておったのですけれども、その辺は、それは市長、これはやっぱり大事にせんといかん問題だと思っておりますよ。それはもう強く私は反省を求めたい。日中友好協会と行政とが、常にやっぱり密接な連絡をとる。それが、今は逆ではないのですか。逆に行政の方が阻害しておる感じではないですか。その点はやっぱりよく改めてほしいと思っておりますし、さっきの懸案事項、これ以外に広く関係者を集めたようなそういう団体にするのか。

それから、これは、さっき私が何遍も言うとおり別府市国際交流推進協議会、こんな立派なものがあるのだから、私は、この中の一環でもこれは十分に成り立つし、これがやっぱり民意の総集約の団体が全部入っているわけですから、私に言わせたら、これをこの中に入れた中で、別に特別事業として中国ターゲットの問題については、またとらえていく方がいいような気がします。その辺については、今後、これがコンクリートでこのままどんどん進むのかどうか。そして、継続性の問題で、これを何年をターゲットでこういうことを毎年毎年されようとしているのか、もうここで終わりなのか、それを聞いて終わりたいと思います。

○国際交流課長（溝口広海君） 国際交流推進協議会と海外交流協会の事業のバッティングの件で御質問がございましたが、先ほども国際交流協会の目的を述べさせていただきましたが、国際交流協会は、主に海外との姉妹・友好都市の都市間交流並びに留学生の受け入れ対策事業といううちの事業の中心、（発言する者あり）海外にもかけておりますが、そういう事業を中心に行政それから民間の団体、民間の企業の方に入っていて、六十数名の委員の皆さんで構成させていただいております。一方、海外交流協会につきましては、国際交流課のみならず、今後の長期的な視野に立った場合の観光客誘致と国際交流との二本立てということで設立されております。本年度、中国、また来年度以降も中国を含めてこの成果が上がれば台湾、韓国、その他アジア

の国々、世界各地まで広がっていくと非常にうれしいなというふうに思っておりますが、まず手始めに中国。なぜ中国かという問題もございますが、中国につきましては、（「わかった」と呼ぶ者あり）はい。

○二十六番（内田有彦君） 課長、本当にあなたはわかってない人だな。もちろん来て初めてだからわからんだろうけれどもね。この中には、あなた、ダブっておる。ダブっておると、その目的が違っておりはせんですか。違っておるのはー違っておりはせんけれどもーこの中に挿入できることがちゃんとあるではないですか、本市の国際化を推進すること。これ、国際化の推進とはどういうことですか。こんなことも全部含んでおって国際化でしょうが。ですから、一つもダブっておりはせんわけです。ですから、私は、その点を実は言っているのです。そういうことなのです。ですから、問題は、これをこの協会、海外交流協会は、この範囲を広げるような考えがまだあるのかないのか、それを聞きたい。それから、具体的には日中友好協会を入れるのか入れるのか、それを答弁してください。（発言する者あり）

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

今回の海外交流協会の設立経緯につきましては、今、議員さんが説明したとおり、ワールドカップサッカーの受け入れ対策協議会の流れの中でやはりこの組織をこのまま継続してやるべきであるという考え方の中で海外交流協会が設立されました。その関係におきましては、今議員さん言われたいろんなメンバーは、その受け入れ対策協議会と同じでございます。今後、海外交流協会、当然、国際交流推進協議会の皆様方の国際交流に対する御支援もいただかなければならない分もございます。ただ、海外交流協会におきましても、今後、中国を今年度ターゲットとしておりますけれども、やはりアジア諸国、特に近隣の韓国、台湾に対して誘致活動を含めていろんな国際交流事業を展開するというふうに私もお聞きいたしておりますので、その流れの中でそういう民間で活躍されている団体等の御意見もどういった形で集約するかということも議題に上るのではないかと私どもは思っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○二十三番（岩男三男君） たぶん私が最後の質問だろうと思います。できるだけ短縮してまいりたいと思いますけれども。

（議長交代、議長首藤 正君 議長席に着く）

最初に、消防緊急通信指令施設について、議第七十二号、第七十三号の質問がすでにありましたけれども、これは二十三年経過をして、今回導入するということですが、最近、こうしたコンピューターを駆使したシステム等の導入、著しい進歩によっていろんなものは、ただ単にこうした一括導入なのか、あるいは何といたしますか、

ちょっと言葉は忘れましたが、月々リース、リースでやる方法と二つあります。こういうものがリースで日進月歩を遂げるシステムはできないのか。費用的な部分ではどうなのかという問題と、かつて私は、この件ではありませんけれども、消防の「二一の四九四九」の問い合わせについて質問をいたしまして、テレドーム、いわゆる〇一八〇一九九九の二〇〇番、これを提案し、今そのシステムが稼働しておりますが、これに対する、今回導入するシステムとの連動はどうなっているのか。さらに、ケーブルテレビジョンとの連動はどうなっているのか、この点からお伺いいたします。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

まず、一点目の通信指令機器のリース及び買い取りの点でございますけれども、消防本部におきましては、この通信指令機器の導入に当たりまして、消防本部の内部で種々検討いたしてまいりました。その中で機器のリース、それから買い取りという、どちらがいいのか、こういうことも検討してまいりました。その結果、リースであれば、一応リースの価格としまして約五年間のリースで四億一千五百万程度の費用がかかるのではなかろうかと。それに反しまして購入の場合は、今回、議案に提示されているとおり、リースの方が高いというような結果でありましたので、今回の検討の中で買い取りをした方が得ではないかということで、買い取りの方向で実施したところでございます。

○消防署長（首藤正喜君） テレドームの接続の件でございますが、これについては災害指令を行うことによってコンピューターで自動的に皆さんにお知らせできるようなシステムを組む予定にいたしております。

それからケーブルテレビにつきましては、現在、メーカー側との準備段階での会議を重ねております。その中で、パソコンに打ち込んだ状態での画像がうまく流れるような形であるならば、それを活用したいと思っております。もうしばらく検討させていただきたい、このように思っております。

○二十三番（岩男三男君） 担当課長、リースでは補助金が見つからない、一括購入では補助金がつくと、このように理解していいのですか。

それとあわせて、この一覧をもらっていますけれども、発信地表示システム、この件について説明をしてください。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

先ほど国庫補助金の件が、ちょっと漏れておりました。リースの場合と買い取りの場合でありますと、買い取りでありますと、当然国の補助金等がつきます。その中で率のよろしい防衛の関係の補助金の方が補助率が大変いいというような情報を得ましたので、今回は防衛の補助金を導入しながら活用していくということでございます。

○ 消防署長（首藤正喜君） それから、今回お願いしております事件議案、二件に分かれております。この一つは、今、庶務課長の方から申しあげましたように、補助金に絡む――すべて補助金に絡むものですが――いろんなメーカーがつくっておりますので、その結果のもの、それから発信地表示につきましては、NTT専属のシステムでございますので、随契というような形になろうかと思えます。そのような立場の状況の中から二件に分けさせてあげさせていただいております。（発言する者あり）

それから、発信地表示のシステムの内容でございますが、辛うじて――九番された方が万―その場で倒れたりとか、ちょっと話ができなくなったというような状態の場合に、すぐさまその電話された方に対する、いわば電話番号の表示だとか住所だとか、使っておられる方のお名前が即座に判明すると。そのデータをいわば地図検索装置の中に組み込むことによって、すぐその方のおうちが表示できる、直ちに災害出動ができるというような最新のシステムでございます。

○ 二十三番（岩男三男君） 緊急出動の時間がより短縮されるということで、市民の生命を守るために消防本部挙げてさらに研究をし努力をしていただきたいと思います。さて、国際交流の件、海外交流につきましては、質疑が相次ぎましたが、担当課長お入り願いたいと思います。

この国際交流につきまして、特に中国、一九六八年、公明党の創立者でありますSGI会長が、当時、日中友好が全くなかったときに日中国交正常化を提案し、以来四年、公明党の国会議員を中心とする我が公明党の議員団が、その道筋を開いて、当時の田中角栄が中国に渡り、日中国交正常化がなされて、以来三十年、ことしはちょうど三十周年を記念すべきすばらしい年に、百五十名の民間人が中国に交流のために参加する。非常にすばらしいことであり、我が議会としても、市民としても、こうした参加する人たちを祝福し、本当に中国との友好を深めてもらいたい、そういう思いでいっぱいです。しかしながら、今回の参加する人たちに対して私は何ら異論はありませんけれども、冒頭、我が党の原議員が指摘しましたように、その手法に問題があるということを厳しく指摘しましたけれども、この議長に対する要望書。これは我々議員にも配付されましたけれども、少しだけ読ませてもらいますけれども、「貴職におかれましては、日ごろより商工観光自治行政につきまして、格段の御配慮を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。ところで、昨日の今日新聞の報道によれば、市議会総務文教委員会調査会において、海外交流協会について十分な理解をいただかず、批判ばかりが出たことは、大変遺憾であります」。まだ、その続きはずっとありますけれども、時間短縮のために、あえて読まなくてもわかると思いますけれども、我が市議会に対しまして、これは私も議長に来たものを一部いただいたものです

けれども、こうした「議会が批判ばかり」、このような報道をされた責任、それはどこにあるのですか。少なくとも、先ほど質疑をしましたけれども、全員協議会なり、あるいは代表者会議なり、議長、副議長、あるいは担当委員長、副委員長なりに説明して、議員の理解を求める。あなた方は、なぜその努力をしなかったのか。

そして、先ほど担当室長・部長が、「私も議会に五年間いました」。だれよりも議会のルールを知っている担当部長がこのような、しかも、この要望書を持ってきたときに報道陣もいたそうですけれども、これを読み上げた方は初めて原稿を見ました。あえてだれが書いたかということは言及しませんが、先ほどから「議会軽視」、こういう言葉が出ていますけれども、特に担当課長、あなたの冒頭の、「中国は顔を大事にする国であります」。どういうことなのですか。「顔を大事にする」ということは、市長が会長にならなければならないということをしているのですか。ほかの国は顔を大事にしないのか。本来、中国と万代の礎を築き、そしてまた友情、連帯を深めていく。一番大事なものは信頼であり信義ではないですか。あなたの言葉は、失言としか言いようがないと思いますよ。

今、我が党の浜四津代表代行が中国に行き、中国の女性を中心とした方々と交流を深めています。こうして苦勞しながら日中友好を切り開いてきた。それをあなた方の言動一つによっては、別府市がつぶすようなことにもなりかねない。冒頭の発言について担当課長はどう思っているのか。

それから、また、担当助役は、一言もこのことについては触れない。議会に対して今まで説明にも来ない。このようなことでいいのか。まさに議会軽視。ここでこう言われると、今度は議会が何かけちをつけたようなことを言うけれども、そもそもの出だし、議会には議会のルールがある。そのことは、皆さんが一番よく知っていることではないですか。なぜそのルールにのっとって、議会からも祝福されて出発できるように努力をしなかったのか。たまたま手落ちがあったにしても、この議場で助役、二人とも助役、この委員のメンバーになっているのでしょうか。ちゃんと名前が出ているではないですか、ここに。別府市海外交流協会役員名簿、この中に出ている。担当課長と助役、答弁ください。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

私が先ほど述べました「顔」という表現が、非常に不適切であったというふうに思っておりますので、私は、「人脈」という言葉にかえさせていただければ幸甚に存じます。よろしくお願いいたします。

なお、私がこの「顔」という言葉を表現いたしました理由の一つといたしまして、私の持っております資料の中に、中国と日本は、何度も顔を合わせて行き来する。そ

ういう友情関係ができてくるために何度も会うという意味の「顔」というつもりでございましたが、言葉が足らなかったことを非常に申しわけなく思っております。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

私、この海外交流協会の一応役員をさせていただいております。しかも今回、一番皆様方に御迷惑をおかけいたしました市報の件でございまして、一応市報の担当助役といたしまして、これは議決をいただく前に掲載をさせていただいたということにつきましては、担当部長、担当課長の方から詳細について報告を申し上げましたが、この問題につきましては、私も当初、いかななものであろうかということ非常に危惧をいたしたところでございます。その結果、皆様と協議をいたしまして、そのかわり、この議会に対しましても、その経緯を十分説明をするようにというお願いをいたしまして、今回の行為をとらせていただいたところでございますので、その点は御理解のほどをお願いしたいというふうに思っております。

○二十三番（岩男三男君） 全く理解できません。このようなあなた方が議会の混乱をさせる原因をつくりながら、矛先があたかも議会であるような、そのような手法としか考えられない。しかも、別府市は今回が初めて中国との交流を開始したのか。烟台市に留学生として行った職員、これらの方々は、その後中国とどのような交流を図っているのか。今回のこのメンバーの中に、この次のページに「別府市海外交流協会事務局名」というのがありますが、こうした中国に市民の税金を使いながら烟台市に留学として、ある人は二年、ある人は三年と行った方々、こういう人たちは、どのような形でこの中に生きてきているのですか。

○国際交流課長（溝口広海君） 過去に数名の職員が、烟台市の方に一年もしくは二年という形で出かけておると聞いておりますが、私も、中国からの遠来のお客さんがお見えになったときの通訳業務、または翻訳等でお手伝いのできる時間があるときにはそういう形でお手伝いをさせていただいております。

○二十三番（岩男三男君） 私が先ほど「二百五十名」と誤って言ったようにですけども、今回行かれる方は「百五十名」。

こうした方々が、本当にある部分では非常に残念な思いなのですね。なぜ議会で謝り、あなた方が議会に対して謝りながらこうした行事を進めなければならないのか。どこに問題点があったのか。本当の意味の問題点というのが、明確に見えてこないのですけれども、冒頭申し上げましたように、三十周年を記念して行かれる方々が、本当に祝福されて行けるような、そういう気持ちで我々も送り出したい、そういう思いがあるのですけれども、どこで手順を間違っただけでこういうようなことになったのか、もう一度説明してください。

○国際交流課長（溝口広海君） 御説明いたします。

ワールドカップ受け入れ対策協議会解散前に当たりまして、七月二十三日にはワールドカップ受け入れ対策協議会の中で、海外交流協会の設立準備会を立ち上げるというお話が出ました。その中で、八月一日に海外交流協会の設立総会を開催する運びになりましたが、それまでワールドカップ受け入れ協議会の事務局長は企画課長が行っておりまして、市報の原稿を、まだ時期も決まっておりましたので、十月か十一月に「翼」を飛ばしたいということで、事務局の方に市報の掲載枠をあけてほしい、もし十月の時期に飛ばすのであれば九月号で掲載をしなければならないという問題もございました。ただし、議会に上程する前でございますので、十月は難しいのではないかという判断もございました。そのような中で八月一日に海外交流協会の設立がなされまして、その後設立後に林市長公室長の方から議長の方に調査会の開催の申し入れをいたしました。調査会の開催が八月二十日ということに決まりまして、私はその八月の上旬の週は中国の姉妹都市の方に行っておりましたので、帰ってまいりまして、市報の担当、その間に十一月は時期的に非常に寒い時期になると、市民の皆様をお連れして交流をするのには、やはりベストシーズンにお連れするのが一番いいのではなかろうかということで、十月中の実施を考えておりました。その中で……（発言する者あり）はい。十月には各種イベント、湯けむり健康マラソン、それからドリームバル等々のイベントがメジロ押しでございます。そういう中で日程の調整をいたしまして、十月七日から十一日までの時期が一番、市民にとりましても、実施する方向にいたしましても、十月七日の上旬の週が一番ベストではなかろうかという判断をいたしました。ただ、私どもは議会の議決を得ておりませんので、議会の議決の前提としたという考え、大変僭越ではございますが、ということで時期の問題等々を配慮いたしますと、やはり九月号の市報に掲載をせざるを得ないという状況になりまして、広報担当者の方に八月十二日に原稿を持ち込みさせていただいたという状況でございます。

私、非常に事務担当者といまして、このような議会軽視のことになりましたことに対しまして、非常に申しわけなく、おわびを申し上げたいと思っております。今後、国際交流の事業を進めるに当たりましても、海外交流協会の事業を進めるに当たりましても、このようなことがないように十分注意をいたしまして、事務事業に邁進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○二十三番（岩男三男君） これはあなただけでなく担当部長、助役、十分心して、このようなことが二度とあってはならないと思うのです。事務方がきちっとしないために、市長に対して、全部市長が指示した、このような見方をされます。市長、何かずっとこの件について一言も答弁されていませんけれども、あなたの心情をちょっと

お聞きします。

○ 助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

市報掲載などのいわゆる既成事実が先行してまいったと、このことにつきましては、先ほど来助役それから室長、課長、お答えを申し上げましたとおりでございます。私も、市として遺憾である、こういうふうに思っております。

ただ、今回のこの中国に向けての「市民の翼」の事業でございますが、これはいわゆる当市の観光振興、これを今後図っていく上で、とりわけ今後、有望な市場であります中国、これをターゲットに置いた観光客誘致、これは大変重要でございますので、そのための活動を「市民の翼」の事業の中でやりますし、また、あわせて先ほど来議員の方からもお話がございました、ことしが日中国交正常化三十周年の記念すべき年であると、こういういわゆる全国的に国と国との間で行事が進められておりますし、また、大分県も中国に出向いているんな準備をしているのですが、また別府市が独自にこの百五十人の「市民の翼」、市民の方々に中国に行ってくださいまして、その中でこの記念行事の一環の行事をその中でやる、こういう目的を持った大事な事業であると思っております、海外交流協会のこの事業は。そういうことで、今回の予算につきましては、先ほど申し上げましたように、確かに既成の事実が先行した、こういう問題点がございましたが、ぜひこの件について私どもも十分な説明を今後させていただきますし、この御審議をいただいた上で御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 市長（井上信幸君） けさほどからこの問題につきまして、六人の議員さん方から質問をいただきましたけれども、まず、その流れといいますか、これから御説明する必要があるのではないかな。と申しますのは、中国は国土は日本の百倍、人口は日本の十倍強。この広い国土の中で国家体制は社会主義国家体制。現在、ここ十数年来、資本主義経済体制がどんどん入っておりまして、先ほど來說明がありましたけれども、国全体の経済成長率が七・五前後と言っております。しかし、山間部と海岸部は全然格差がありまして、この海岸部や大都市は二けた台の経済成長率を、如実に毎年伸ばしております。そういうさなか、昨年来ワールドサッカーの地区予選があるということで、この市内の民間企業、それからそれぞれの団体の皆さん方が、「これを逃す手はないぞ。何とかこれをひとつ立ち上げて、まず中国宣伝をやろうではないか」、こういう声からスタートしたのが最初だと。そこで、民間の皆さん方が七十人ほど集まって、中国サッカーの瀋陽市で第一試合がありました八月二十五日に皆さんで応援に行ったというのが最初でございました。見事に勝ったものですから、とんとん拍子で代表に選ばれたというのが中国サッカーチームであります。その間、何とかキャンプ

に来てもらうようにしよう、来んでもともとだ。それまでに別府というまちを大いに知ってもらうことが先だということで、それには市長あなたが出て行ってやってもらわなければ困るということで、私も出ていくようになったわけでございます。

行って、聞くのと見るのと大違い。やはり「百聞は一見にしかず」、このことわざがまさにそのとおりでありました。そして、まず、サッカー協会の第一人者、事実上一人者でございますが、閻世鐸国家体育総局足球というのですがー「足」の「球」と書きますー運動管理センター主任中国サッカー協会専任副首席にお会いしました。その皆さん方と一緒に会いしたときに、彼いわく、「別府って、どこにあるの」というわけです。これには驚きましたけれども、別府というところはこうこう、こうですと、北京がここですと説明して、それから納得いただいたと。こういう状況下であって、この広い国土で日本、韓国、台湾で行っているような観光ミッションぐらいでは到底追いつかない。これは何らかの形でマスコミを大いに活用して、マスコミがどんどん取り上げてくれるようなイベントをやらなければ、これはどうもならないと。ただ中国に行きまして観光業者を集めて、そこで別府はこうですよというような宣伝は、あっちこっちから行っているものですから、もうそういうものはなれっこのなっているのです。したがって、何らかいい方法ということで民間の方々も、この際サッカー受け入れ協議会を発展的に解消して、何とか国際交流協会をやって、大いなる別府の宣伝をし、別府は観光都市だから、大いにもって発展させようよという声でありました。まず民間企業の中であなたたちやってくださいと、こうだったのですが、「最初は、やっぱり市長あなたがやらなければ悪い」ということが、一つの流れでございました。

だから、そこでもう一つ、最初でスタートでまだまだ至らない点もあるかと思いますが、そういう形の中で「日本の別府、ここにありき」というやはり大きな何かをやらなければいけない。それで、たまたまことは日中友好三十周年記念、これを逃す手はないよということからスタートしたわけでございます。

中国の方々、上海は割合もう昔から日本との交流がありますので、九州・別府は割合知ってくれています。しかし、他の地、何ぼか知ってくれているのは大連であります。それから日本人が住んでいた奉天、今の瀋陽。そのほかでは多少日本人が住んでいたところ、ハルビン、こういうところは多少日本のことも知っておりますが、別府というところは余り知っておられなかったです。

もう一つ、中国というのは、それぞれ人口が多うございますから、まず省があるのです、省という。この省が一つの大きな、いわば日本でいうなら県単位のものです。この省が大体四、五千万人の人口を抱えております。その中に市が幾つかあるわけで

す。その中に省があって省長、副省長、それにいわば観光局長というのが、旅遊局長、副旅遊局長です。各市にまたそのように同じように党書記がおりまして、その次に市長がいるのです。また、それぞれ旅遊局長と各部長がおりますから、こういう二段、三段の構えの一つの組織体系ができています。特に観光面で一応きちっと仕分けしていただいているのが旅遊局長でございます。この旅遊局長とやはりきちっと手を握り、さっきも言った人脈をつくっていかなければ、その衝は大変難しい。各市だけでもいいわけですが、それ以上広げていくためには、日本の別府を知っていただくためには、これくらい徹底してやらなければだめだということに気がつきました。

そこで、今、東京はもちろん、中国の人の大部分は知っていただいております。聞きましたら、北海道の知事が先頭を切って乗り込んでいる。もう三回行きましたよと、北京に。このことも聞きました。こういうことで、北海道は北海道でそういう観光戦略をもって道知事がみずから乗り込んで行っているということも、大変これは観光体制の確立にプラスになっている。我が大分県は、御案内のように七月だったですか、上海と大分の定期航空路が開設いたしました。そのときに見えたのが、党の中央組織部長の曾慶紅閣下でございます。この方とは三年前、私も別府にいらっしゃったときに空港までお見送りした中でよく知っておりましたので、いろいろとお話もさせていただきました。そのほか、人脈づくりに今日までいそしみまして、おかげさまで私も運がよかったのでしょう、また紹介してくれる方が大変よかったのだと思いますが、今日までに四十九名の党の方々や、また各団体の長の方々や、また瀋陽市の市長や上海の市長さんやらと交流ができるようになりました。

いずれにしても、このたびは、当初、各派代表者会議の中で事前にこのことをお知らせし、各議員さんに了解を求めていたと思っておりましたが、その点が抜けていたということで、この点につきましては、私も大変遺憾だと思います。しかし目的は、観光都市別府をいかに建設していくか。そのためには小さな種まきを今からお互いに、一人一人皆とやっていく必要がある。この小さな種が、いずれ花咲き実をつける時期が必ず来る。それがやはりこのアジア地域の連携であろうし、お互いの思想・信条は別として、お互いの人間形成の中にすばらしい関係が芽生えてくるのではないかと。

もう一つ、私も勉強させていただきましたけれども、平成十二年度の日本の観光動態調査の結果、日本人は海外に三千百五十億ドルの金を持ち出しているわけですが、三兆七、八千億円。ところが、海外から外人観光客が日本に入ってきている、そして日本でお使いいただいたお金は幾らかというと、約十分の一、三百三十億ドルです。し

たがって、七千億か八千億ですかね、百二十倍してみてください。こういう状況下の観光立国と言われる日本が、観光戦略にはおけているということもここでわかりました。ですから、日本国もそうですが、各県も、そして各市も、特に観光都市であれば観光立市として生きていかなければならない市は、もっともっとこれは努力しなければ、他の観光都市には勝てない。また、他の国際観光都市としての外人観光客誘致には勝てないということの信念のもとで私どもは行動させていただきました。どうかひとつこの辺も斟酌いただきまして、よろしくお願い申し上げたいと思います。多少長くなりましたことをおわび申し上げます。

○二十三番（岩男三男君） 先ほども申し上げましたけれども、中国と万代の礎を築く。ただ私が一点、中国事務所、一年かそこらで開設して、あと続けられないようなことであれば、最初からやめていただきたい。何か思いつきでその場で観光客誘致のためにというのではなくて、やるのであればずっと続けられるような体制。そのためには、市長がこの会の会長を務めるのはいかがかなと思います。

もう一点。この別府市海外交流協会役員の委員の方から電話をいただきました。岩男さん、どうしたものだろうか。この中に、前後は省略しますが、参加旅費一人十一万円及び渡航手続き費用につきましては、本協会において負担いたしますが、その他の経費、飛行機のビジネスランク、ホテルのシングル利用等については、各自で御負担をお願いするという、各委員あてに市長の、会長の印を押したものをファックスで送ってもらいましたけれども、これがいいのか悪いのか、私は聞かれまして、それはあなたの判断にお任せしますというふうにお答えしておきましたけれども、これが、市民には十一万の負担をしてもらいながら、こうしたことが新たな火種にならなければいいがなということを危惧しております。いずれにいたしましても、この中国との交流が本当に実を結ぶように、この予算につきましては、また委員会等もありますけれども、私どもの会派でも協議をしてまいりたい、このことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（首藤 正君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託することに決し

ました。

各委員会の付託区分につきましては、お手元に議案付託表を配付しておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、明日十二日、定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時五十九分 散会